

丸森町国土強靱化地域計画



令和6年1月（第5版）

宮城県丸森町

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	3
4 計画の対象想定災害	3
第2章 脆弱性評価と基本目標	4
1 脆弱性評価の考え方	4
2 想定するリスクの設定	4
3 基本目標	4
4 事前に備えるべき目標	5
5 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	5
6 施策分野の設定	8
7 脆弱性評価の結果	8
第3章 国土強靱化施策の推進方針	9
1 個別施策分野別の推進方針	9
2 横断的施策分野別の推進方針	16
第4章 計画の推進	23

資料編

- 【別紙1】起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の脆弱性評価結果
- 【別紙2】施策分野別の脆弱性評価結果
- 【別紙3】起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の推進方針
- 【別紙4】国土強靱化地域計画に関連する各種計画等一覧
- 【別紙5】国土強靱化地域計画に関連する個別事業一覧（令和6年1月現在）

第1章 基本的な考え方

1 策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0を観測した巨大地震が大津波を引き起こし、県内はもとより東北地方の沿岸部を中心として、広範囲にわたり甚大な人的、物的被害をもたらしただけでなく、東京電力福島第一原子力発電所については、原子炉建屋などが破損した結果、放射性物質が大気中に放出されたため、本町をはじめ県南部、県北部及び牡鹿半島の一部の地域で比較的高い空間放射線量が確認されるなど、地震、津波、原子力、さらには風評被害など文字どおり「複合災害」ともいうべき災害となりました。

また、令和元年10月12日に襲来した令和元年東日本台風は、本町に未曾有の被害をもたらし、町民の尊い人命が失われるとともに、家屋や農地などに甚大な被害が生じ、さらには道路や河川などの公共土木施設、農作物や商工業等の被害総額は470億円を超えるなど、町政史上最悪の出来事となりました。

本町では、高い確率で発生が予想されていた宮城県沖地震や過去に被害が生じた河川や内水の氾濫といった風水害に備えるべく、丸森町地域防災計画を策定し、本町所有の建築物の耐震化や水防施設の整備など様々な防災対策を講じてまいりましたが、避難所に人員を奪われることなどによる行政機能の低下や初動時の情報不足や伝達困難など経験したことのない事態が生じ、人命の救助・救出や災害時医療、被災者支援などにおいて極めて困難な状況に直面しました。

一方、国においては、平成25年12月、大規模自然災害に備えて必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)が公布・施行され、平成26年6月には、基本法に基づき、国土強靱化に関する国の計画等の指針となるべきものとして「国土強靱化基本計画」が策定されました。

また、基本法第13条では、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を定めることができる」と規定されました。

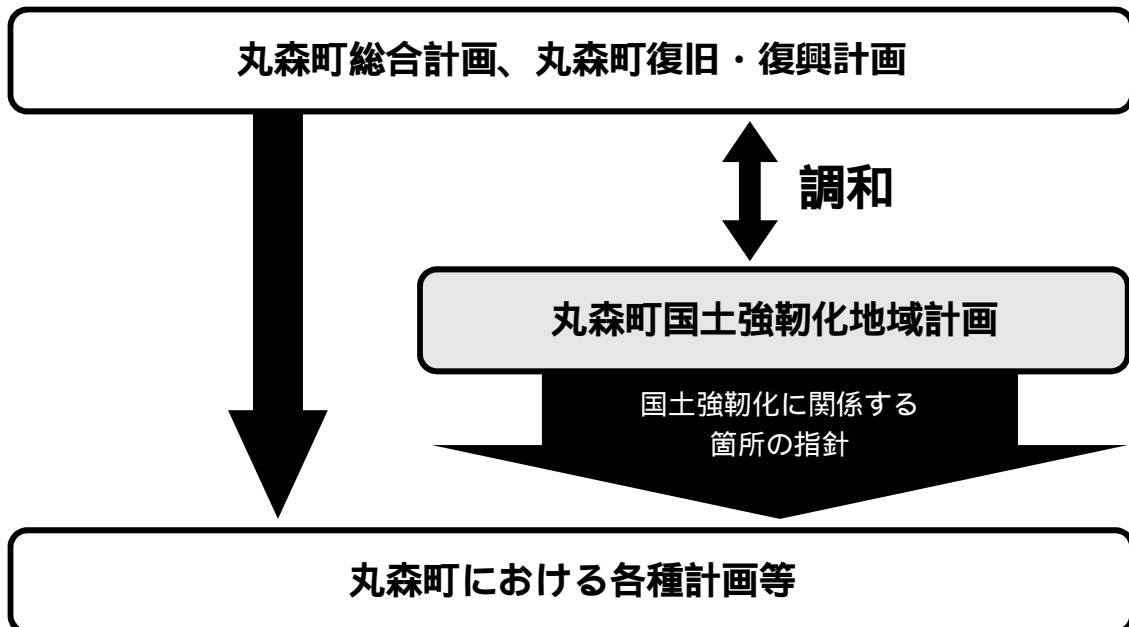
現在、本町では、災害から得られた教訓や経験を踏まえ、令和2年6月17日に策定した「丸森町復旧・復興計画」(以下「復旧・復興計画」という。)に基づき、本町の地域防災計画や各種マニュアルの見直し等を行い、来るべき大規模災害に対しての備えを新たに講じているところです。

あわせて、こうした国の動向を勘案し、さらに強靱な地域づくりに向けて、平時から持続的な取組を展開するため、基本法に基づき「丸森町国土強靱化地域計画(以下「町地域計画」という。)」を策定するものです。

2 計画の位置付け

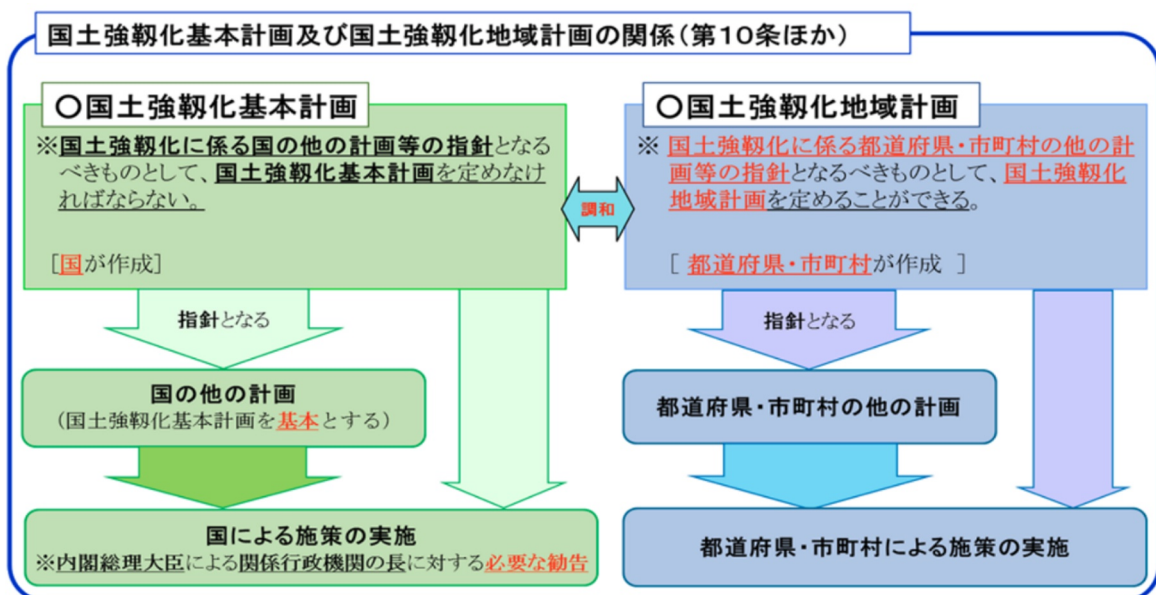
(1) 総合計画及び各種計画等との関係

町地域計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、第五次丸森町総合計画（以下「町総合計画」という。）及び復旧・復興計画の下位計画として、これらとの調和を図りながら、地域強靱化の観点から本町における様々な分野の計画等の指針となるものです。



(2) 国基本計画及び県地域計画との関係

国土強靱化地域計画は、国が策定する国土強靱化基本計画（以下「国基本計画」という。）及び県が策定する宮城県国土強靱化地域計画（以下「県地域計画」という。）と調和をとった計画策定が求められていることから、町地域計画では、国基本計画及び県地域計画と調和のとれた計画策定を行います。



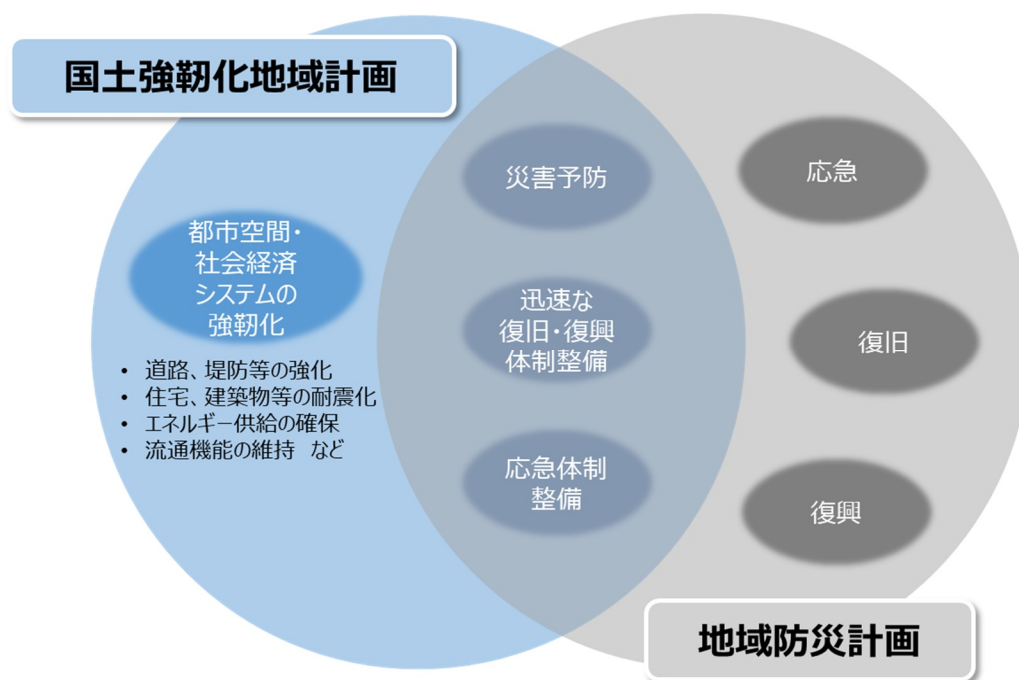
出典：国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第7版）基本計画から抜粋

(3) 地域防災計画との関係

国土強靱化地域計画は、起きてはならない最悪の事態（以下「リスクシナリオ」という。）を防ぐことを目的としており、想定する自然災害等の発災前を対象としています。

一方、地域防災計画は、発災前の応急体制整備等と発災後の応急、復旧、復興等を対象としていることから、重複する事柄もある計画ですが、国土強靱化地域計画は地域防災計画の国土強靱化に関係する箇所の指針となるものです。

区分	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	自然災害全般を想定し、 地域社会の強靱化	災害の種類ごとの 発生時の対応力の強化
対象フェーズ	災害発生前	災害発生時・発生後も含む
施策の設定方法	人命保護や被害最小化等を 図るため、最悪の事態を 回避する施策	予防・応急・復旧・復興など の具体的対策



3 計画期間

町地域計画の対象期間は、令和2年度から令和7年度までの6年間とします。

4 計画の対象想定災害

国基本計画及び県地域計画においては、「大規模自然災害全般」を想定しており、町地域計画においては、地域防災計画を踏まえ、本町における「震災、風水害など大規模自然災害全般」を対象とします。

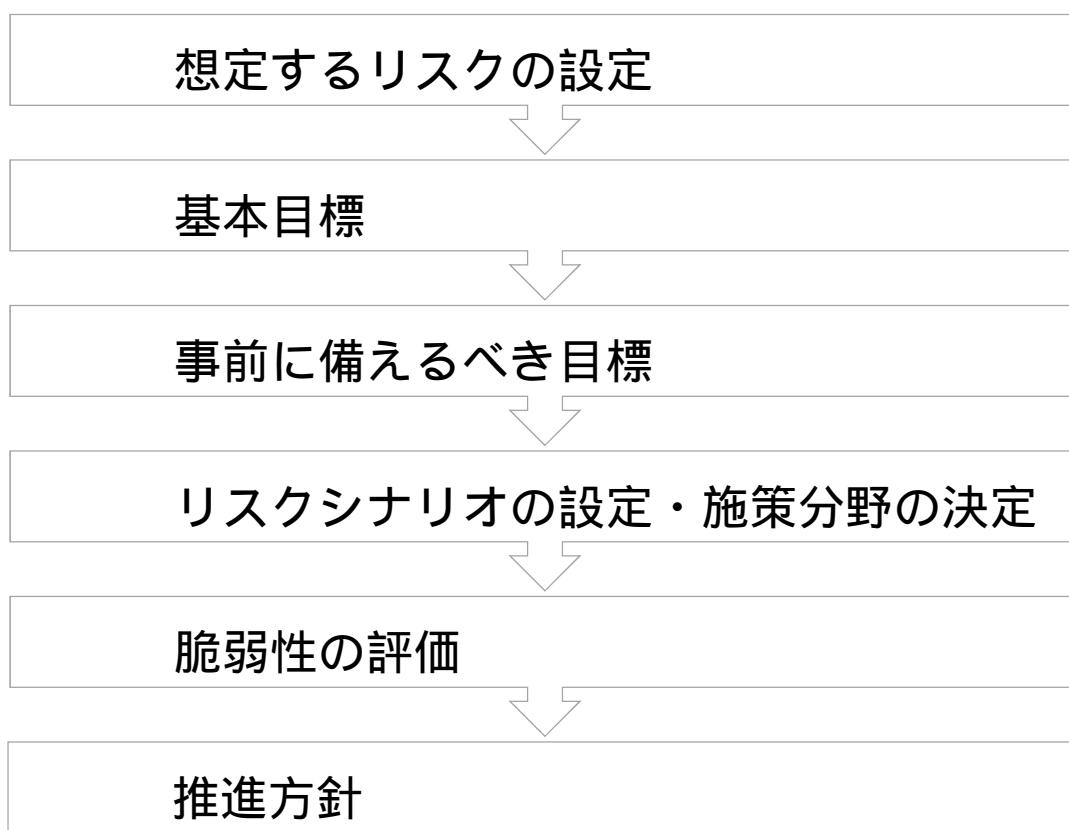
第2章 脆弱性評価と基本目標

1 脆弱性評価の考え方

本町の強靱化は、本町の特性を踏まえた上で、町地域計画で想定する大規模自然災害などのリスクとこれに対する脆弱さを把握し、分析した上で、より効果的な施策を展開していくことが重要となります。

国基本計画及び県地域計画においては、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

町地域計画の策定においても、国及び県が実施した脆弱性評価を踏まえ、以下の手順により脆弱性評価を行い、強靱化のための推進方針を策定します。



2 想定するリスクの設定

町地域計画で想定するリスクは、本計画の対象想定災害としている大規模自然災害全般を対象とします。

3 基本目標

国土強靱化の理念に鑑み、次の4項目を基本目標とします。

- (1) 人命の保護が最大限図られる。
- (2) 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害が最小化される。
- (4) 迅速な復旧・復興が図られる。

4 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するため、次の8項目を「事前に備えるべき目標」とします。

- (1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる。
- (2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- (3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する。
- (4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する。
- (5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない。
- (6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- (7) 制御不能な二次災害を発生させない。
- (8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

5 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、国基本計画と調和をもって計画策定された「県地域計画」における29のリスクシナリオを基本として、過去の大規模自然災害や地域特性を踏まえ、27のリスクシナリオを設定しました。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる。	1-1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生
	1-2 広域にわたる大規模な水害等による多数の死者・行方不明者の発生
	1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水被害による死傷者の発生
	1-4 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
	1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
	2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の低下
	2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化、災害関連死の発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する。	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する。	4-1 情報伝達の不備や停止等による被害の拡大

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない。	5-1 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-2 基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-3 食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止
	6-3 地域交通ネットワークが分断する事態
7 制御不能な二次災害を発生させない。	7-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-2 有害物質の大規模拡散・流出
	7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4 被災者に対する十分な住宅対策や健康支援策が講じられず、生活再建が著しく遅れる事態
	8-5 生産力の回復の遅れや大量の失業・倒産等による町経済への甚大な影響

6 施策分野の設定

リスクシナリオを回避するために必要な国土強靱化に関する施策分野は、国基本計画における施策分野を参考に、本町の実情を踏まえ、8つの個別施策分野と2つの横断的施策分野を設定します。

【1 個別施策分野】

- (1) 行政機能
- (2) 住宅・都市
- (3) 保健・医療・福祉
- (4) 環境
- (5) 産業
- (6) 交通・物流
- (7) 町土保全
- (8) 土地利用

【2 横断的施策分野】

- (1) 老朽化対策
- (2) 災害対策

7 脆弱性評価の結果

リスクシナリオに対し、施策・事業の進捗状況の観点などを含め、現状分析・評価を実施しました。個別の評価結果については、別紙1及び別紙2のとおりです。

第3章 国土強靱化施策の推進方針

第2章における脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における国土強靱化に関連する施策の推進方針（施策分野別）は、次のとおりとします。

なお、リスクシナリオ別の推進方針は別紙3に、本計画に関連する各種計画等は別紙4に整理するとともに、推進方針に基づく具体的な事業内容については、別紙5のとおりとします。

1 個別施策分野別の推進方針

(1) 行政機能

青字は再掲頁

(関係機関との連携)

〔本編〕P.18〔別紙3〕P.1

他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備・充実、その実効性の確保を図ります。

相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時応援協定の締結を進めます。

平時から、国・県・防災関係機関との連携強化を図り、迅速な災害対応が行える体制・仕組みを構築します。

(災害対応の体制整備)

〔本編〕P.20〔別紙3〕P.4

丸森町令和元年台風第19号災害検証委員会からの提言を踏まえ、地域防災計画をはじめ、災害対策本部や避難所の運営に係るマニュアルについて継続的に見直しを行うとともに、災害別の訓練を実施するなど、実態に即した取組を通じ災害対策本部の災害対応能力の向上を図ります。

被災していない自治体等との広域応援体制の整備充実を図り、平時から防災関係機関・協定締結先との相互連携・支援体制の確立に努めます。

消防においては、消防署及び消防団との連携を強化し、火災による被害の防止・軽減を図るとともに、消防力の強化・向上のため、必要な消防資器材の配備や消防水利の確保により、消防機関が行う消防応急活動を支援します。

災害時の初動対応として、消防団の消火活動、救出救助及び応急復旧活動が非常に重要であることから、消防団の活動拠点となる消防施設の整備等を検討するとともに、消防団が安全に活動できるよう消防資器材の配備を進めます。

(行政機能の業務継続性確保)

〔別紙3〕P.6

地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資器材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、町業務全体の業務継続計画（BCP）の整備を進め、業務継続性の確保を図ります。

(情報通信体制の整備)

〔別紙3〕P.6

解消が必要な不感地域が把握された場合には、携帯電話事業者に不感解消を働きかけるとともに、ICT部門の業務継続計画（BCP）に基づき、情報通信体制の整備を進めます。

(再生可能エネルギーの導入促進)

[本編] P.10 [別紙3] P.7

災害時に避難拠点となる主要な公共施設等に再生可能エネルギー設備を推進するほか、一般家庭における再生可能エネルギーの導入を促進します。

災害対応活動や住民生活へ及ぼす影響を軽減するため、県及び関連業界団体と連携したエネルギー供給体制の構築に努めます。

(迅速な復旧・復興のための準備)

[別紙3] P.11

大規模自然災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組や手順等を平時から確認し、災害からの復旧復興施策や発災時に被災者支援の取組を円滑に行えるよう体制の整備を進めます。

(2) 住宅・都市

(住宅・建築物の耐震化)

[本編] P.16,17 [別紙3] P.1

昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された住宅について、耐震診断・耐震改修の促進と、その必要性について普及啓発を図り、住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用した助成事業の実施に努めます。

(再生可能エネルギーの導入促進)(再掲)

[本編] P.10 [別紙3] P.7

災害時に避難拠点となる主要な公共施設等に再生可能エネルギー設備を推進するほか、一般家庭における再生可能エネルギーの導入を促進します。

災害対応活動や住民生活へ及ぼす影響を軽減するため、県及び関連業界団体と連携したエネルギー供給体制の構築に努めます。

(住宅対策)

[本編] P.17 [別紙3] P.11

大規模災害時において、応急仮設住宅の整備が可能な公用地等を把握した上で建設候補地を選定し、被災者が長期の避難所生活に陥らないよう、早期着工・入居が可能となるよう関係機関で協議・調整します。また、建設候補地の選定を行う上では、令和元年東日本台風時の被災者の避難過程において、コミュニティの連続した分断が懸念されていたことから、入居のあり方についても、被災前のコミュニティを維持できるよう考慮します。

公営住宅等整備事業等を活用した長寿命化計画の見直しや住宅の整備を進めるとともに、予防保全的な住宅の維持管理による公営住宅ストックの適切な運用及び住宅の長寿命化を行うことで入居者が安心して居住できる環境を整備します。

退去住宅については修繕を優先的に行い、ストックの早期確保をすることで、災害により住まいを失った方への住宅確保支援策として使用が可能となるよう管理します。

(3) 保健・医療・福祉

(保健・医療)

[別紙3] P.4

災害等に伴う児童生徒の心のケアに、迅速かつ適切に対応できる体制を構築します。

県や大学、職能団体とも連携を図りながら、スクールカウンセラー等専門職の確保や人材の育成を図ります。

医療資器材の備蓄を継続、推進します。

医療部門の業務継続計画（BCP）、災害対策マニュアルの作成を推進します。

広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用を推進します。

消防機関との連携により、効率的な運用を含め、救急輸送体制の強化を推進します。

事務職を含め、持続可能な適正人員の確保を進めます。

（衛生対策）

〔本編〕P.12,20〔別紙3〕P.5

消毒薬、噴霧器、衛生用品等を計画的に整備します。

ねずみ族・害虫等を駆除するための防疫用薬剤、機材等を計画的に整備します。

災害時に感染症予防のための調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努めるほか、避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行います。また、感染症対策薬剤等の調達が困難な時は、県へ要請するほか、感染症発生時には、保健所等と協力の上、疫学調査を実施し、感染拡大の防止を図ります。

災害時における仮設トイレの設置及び管理等については、平時から資器材の備蓄及び周辺自治体等関係団体との連携強化を図ります。

避難場所や避難所など人の密集する可能性が高い状況下でも、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症への対策を講じ、集団感染を予防するため、避難所運営など各種マニュアルの見直しを行うとともに消毒液やマスクなど衛生関連の資器材の確保を計画的に進めます。

（復旧・復興を担う人材の確保）

〔別紙3〕P.10

災害時に速やかに要配慮者の支援活動ができるように、地区民生委員等の研修機会をつくるとともに、災害ボランティアセンターを迅速に立ち上げられるように社会福祉協議会との連携により設置訓練を実施し有事に備えます。

生活支援相談員については、仮設住宅入居者等の安否確認、相談対応、コミュニティ形成支援にあたり、相応の成果を挙げており、次の災害時にも対応できるよう、町と社会福祉協議会において経験やノウハウを継承できる環境を整えます。

（福祉）

〔別紙3〕P.11

令和元年東日本台風では、特別養護老人ホーム等の施設入居者の避難行動が困難となったことから、避難場所となる施設の確保や避難経路の確認など、発災時における円滑な避難の実現に向け、事前の準備を進めます。

視覚や聴覚等の身体障がい者、知的障がい者や精神障がい者など、情報伝達や避難行動が困難な方に対しては、個々の障がいに応じた情報伝達や避難所でのケアの在り方等について検討します。

（4）環境

（衛生対策）（再掲）

〔本編〕P.11,20〔別紙3〕P.5

消毒薬、噴霧器、衛生用品等を計画的に整備します。

ねずみ族・害虫等を駆除するための防疫用薬剤、機材等を計画的に整備します。

災害時に感染症予防のための調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努めるほか、避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行います。また、感染症対策薬剤等の調達が困難な時は、県へ要請するほか、感染症発生時には、保健所等と協力の上、疫学調査を実施し、感染拡大の防止を図ります。

災害時における仮設トイレの設置及び管理等については、平時から資器材の備蓄及び周辺自治体等関係団体との連携強化を図ります。

避難場所や避難所など人の密集する可能性が高い状況下でも、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症への対策を講じ、集団感染を予防するため、避難所運営など各種マニュアルの見直しを行うとともに消毒液やマスクなど衛生関連の資器材の確保を計画的に進めます。

(下水道等の整備)

[本編] P.17 [別紙3] P.8

災害時において、公衆衛生環境の悪化等を防止するため、公共下水道施設、農業集落排水処理施設の耐震化を推進するとともに、個人設置型合併浄化槽の整備を支援します。

令和元年東日本台風で甚大な被害を受けた農業集落排水処理施設については、再度の被災による機能停止を防止する観点から、浄化施設の水密化等を図り、処理機能が容易に失われず、被災しても代替の対応や早期の機能回復が可能となるよう所用の対策を講じます。

(有害物質対策)

[別紙3] P.9

災害時に毒物・劇物が散乱しないよう、平時から該当施設責任者に対し、施設ごとの危害防止規定の作成を指導します。

毒物の安全性の確保のための方策に関し、毒物等を所掌する販売業者、製造業者及び取扱業者に対して、関係機関・団体と協力して指導します。

災害時は、散乱した毒物・劇物の状況把握や回収及び二次災害の防止対策を早急に行うよう、体制の整備を図ります。

(災害廃棄物等への対応)

[本編] P.21 [別紙3] P.10

大規模災害発生時に備え、平時から災害廃棄物の仮置き場の選定や分別方法をはじめとした適正な処理や再資源化・再使用のルートを確保するため、丸森町災害廃棄物処理計画に基づいて進めます。

耐火建築物等で使用されているアスベスト建材からの粉じん飛散等を防ぐため「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(第3版)(令和5年4月環境省)」に基づく解体方法等を周知します。

(5) 産業

(産業施設の防災対策)

[本編] P.16 [別紙3] P.6

産業施設が被災した場合の損壊、火災、爆発等の被害を最小限にするため、自主保安体制の充実・強化について指導を行うとともに、風水害や地震の対策と防災教育の推進を図ります。

各施設の被害を最小限にするための耐震性の強化、液状化対策、拠点の分散、代替施設の確保及び系統の多重化等を進めるなど、大規模自然災害による被害軽

減のための諸施策を実施します。

複合災害時に備え、現地への関係職員の派遣及び資器材の搬送等の手段を複数準備するとともに、平時から防災関係機関相互の連携（要員、装備、資器材等に関する広域応援）について協議します。

様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、その結果を踏まえて、対応マニュアル等の見直しに努めます。また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めます。

（農業基盤の保全）

〔本編〕P.14〔別紙3〕P.7,9

農業水利施設の、施設管理者と連携しながら、定期的な機能診断及び継続的な施設監視に基づく適時・適切な機能保全対策を通じて、リスク管理及びライフサイクルコストの低減を行いつつ長寿命化を図ります。

生産基盤施設等の耐震対策、施設管理者の業務継続体制の確立及び農村の防災対策等を推進します。

交流人口の増加に向けた取組の実施及び農業集落排水施設や農道網の整備など、定住環境の向上を図ります。

農業に係る団体及び個人の被災施設の再建整備に対する支援を行います。

農地防災施設の適時・適切な修繕又は更新により、長寿命化を図ります。

（治山・河川管理）

〔本編〕P.14,21〔別紙3〕P.8

これまでの洪水履歴を分析し、洪水から守るべき資産を把握し、上下流の整備状況や流域における治水安全度のバランスを考慮しながら、整備区間を設定し、河川改修区間の逐次見直しを実施します。

県が作成する河川の浸水想定に基づき、町のハザードマップを改訂し、災害時の避難行動に結びつく取組を行います。

（農地・森林等の荒廃対策）

〔本編〕P.15〔別紙3〕P.9

過疎化、高齢化等に対応した地域主体の協働活動支援などによる農地の多面的機能の維持・保全の推進を図ります。

山地に起因する災害から町民の生命・財産の保全を図り、くらしの安全性を確保するため、山腹崩壊危険地、はげ山移行地などの荒廃危険山地に、土留工、落石防止柵等の治山施設を設置するとともに、保安林等森林の持つ防災機能を維持強化させるため、森林の整備を効果的に行えるよう県と連携して取り組みます。

森林の荒廃による被害の拡大を防ぐため、野生生物の生息環境が人間活動で分断又は孤立しないよう、自然環境の保全に配慮した開発行為への適切な誘導及び新たな保全地域の指定によって、森林等の連続性を保つ回廊を構築し、多様な生態系を様々な形で連続させる生態系ネットワークの形成を図り、生態系を活用した防災・減災を図ります。

森林の持つ水源涵養、土砂流出防止等の公益的機能を高め、山地に起因する被害発生を防ぐため、国や県と連携しながら森林及び治山施設の整備を推進します。

(6) 交通・物流

(帰宅困難者対策)

[本編] P.20 [別紙3] P.4

交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策を講じます。

帰宅困難者用の備蓄品の配備や一時滞在施設の確保を図るとともに、関係機関と連携した避難受入・帰宅支援を実施します。

(交通基盤の維持等)

[別紙3] P.7,8

多様な移動経路や移動手段を確保するなど、地域の実情に応じた持続可能な公共交通を構築します。

(7) 町土保全

(河川防災施設等の整備)

[本編] P.19 [別紙3] P.2

河川や内水による浸水被害から町民の生命、財産を守るため、国及び県と連携し、早急に河川堤防や内水対策に係る排水施設等を整備します。

(農業基盤の保全)(再掲)

[本編] P.13 [別紙3] P.7,9

農業水利施設の、施設管理者と連携しながら、定期的な機能診断及び継続的な施設監視に基づく適時・適切な機能保全対策を通じて、リスク管理及びライフサイクルコストの低減を行いつつ長寿命化を図ります。

生産基盤施設等の耐震対策、施設管理者の業務継続体制の確立及び農村の防災対策等を推進します。

交流人口の増加に向けた取組の実施及び農業集落排水施設や農道網の整備など、定住環境の向上を図ります。

農業に係る団体及び個人の被災施設の再建整備に対する支援を行います。

農地防災施設の適時・適切な修繕又は更新により、長寿命化を図ります。

(治山・河川管理)(再掲)

[本編] P.13,21 [別紙3] P.8

これまでの洪水履歴を分析し、洪水から守るべき資産を把握し、上下流の整備状況や流域における治水安全度のバランスを考慮しながら、整備区間を設定し、河川改修区間の逐次見直しを実施します。

県が作成する河川の浸水想定に基づき、町のハザードマップを改訂し、災害時の避難行動に結びつく取組を行います。

(8) 土地利用

(防災拠点の機能確保)

[別紙3] P.2,6

災害対応の主要拠点となる庁舎については、雨水ポンプ施設の増強等による内水対策や治水対策を実施し、被害を抑制することにより、防災拠点としての機能を確保します。

大規模災害に備え、庁舎の防災機能を代替できる拠点及び消防や警察、自衛隊等の町外からの広域的な応援や様々な支援物資の受け入れなどの調整業務を担う後方支援拠点等の整備を検討します。

(農地・森林等の荒廃対策)(再掲)

[本編] P.13 [別紙3] P.9

過疎化、高齢化等に対応した地域主体の協働活動支援などによる農地の多面的

機能の維持・保全の推進を図ります。

山地に起因する災害から町民の生命・財産の保全を図り、くらしの安全性を確保するため、山腹崩壊危険地、はげ山移行地などの荒廃危険山地に、土留工、落石防止柵等の治山施設を設置するとともに、保安林等森林の持つ防災機能を維持強化させるため、森林の整備を効果的に行えるよう県と連携して取り組みます。

森林の荒廃による被害の拡大を防ぐため、野生生物の生息環境が人間活動で分断又は孤立しないよう、自然環境の保全に配慮した開発行為への適切な誘導及び新たな保全地域の指定によって、森林等の連続性を保つ回廊を構築し、多様な生態系を様々な形で連続させる生態系ネットワークの形成を図り、生態系を活用した防災・減災を図ります。

森林の持つ水源涵養、土砂流出防止等の公益的機能を高め、山地に起因する被害発生を防ぐため、国や県と連携しながら森林及び治山施設の整備を推進します。

2 横断的施策分野別の推進方針

(1) 老朽化対策

(住宅・建築物の耐震化)(再掲)

[本編] P.10, 17 [別紙3] P.1

昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された住宅について、耐震診断・耐震改修の促進と、その必要性について普及啓発を図り、住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用した助成事業の実施に努めます。

(多数の者が利用する建築物の耐震化等)

[本編] P.17 [別紙3] P.1

民間建築物の耐震性の把握に努め、耐震診断・耐震改修の必要性等の指導・助言を行います。

(学校の室内安全対策)

[本編] P.17 [別紙3] P.1

学校の老朽化対策として、丸森町公共施設個別施設計画(長寿命化・再配置計画)を策定し、計画的に学校施設の修繕、改修を行います。

学校設備の年次更新計画を策定し、計画的に学校設備の更新を進めます。また、各設備の定期的な検査や学校施設の日常点検、定期点検等を確実に実施し、児童生徒の安全確保に取り組みます。

(産業施設の防災対策)(再掲)

[本編] P.13 [別紙3] P.6

産業施設が被災した場合の損壊、火災、爆発等の被害を最小限にするため、自主保安体制の充実・強化について指導を行うとともに、風水害や地震の対策と防災教育の推進を図ります。

各施設の被害を最小限にするための耐震性の強化、液状化対策、拠点の分散、代替施設の確保及び系統の多重化等を進めるなど、大規模自然災害による被害軽減のための諸施策を実施します。

複合災害時に備え、現地への関係職員の派遣及び資器材の搬送等の手段を複数準備するとともに、平時から防災関係機関相互の連携(要員、装備、資器材等に関する広域応援)について協議します。

様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、その結果を踏まえて、対応マニュアル等の見直しに努めます。また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めます。

(上下水道の耐震化等)

[本編] P.21 [別紙3] P.8

主要施設については大雨等による被害の対策を推進し、被災管路についても強靱な水道施設を構築するため、耐震化を図ります。被災施設以外の施設については、安定した供給と経営を継続して行くため、施設の長寿命化を図ります。更新時期を迎えた施設については、将来の需要に対応した施設のダウンサイジング(縮小化)を検討した上で、アセットマネジメント(資産管理)の手法を活用して、計画的な更新を行います。

国庫補助事業等を効果的に活用した水道施設の計画的な老朽化対策、及び施設の耐震化対策を図ります。

公共下水道施設、農業集落排水処理施設について、機能診断及び最適整備構想の策定、適時・適切な修繕又は更新などの長寿命化を図ります。

(下水道等の整備)(再掲)

[本編] P.12 [別紙3] P.8

災害時において、公衆衛生環境の悪化等を防止するため、公共下水道施設、農業集落排水処理施設の耐震化を推進するとともに、個人設置型合併浄化槽の整備を支援します。

令和元年東日本台風で甚大な被害を受けた農業集落排水処理施設については、再度の被災による機能停止を防止する観点から、浄化施設の水密化等を図り、処理機能が容易に失われず、被災しても代替の対応や早期の機能回復が可能となるよう所用の対策を講じます。

(橋梁の長寿命化)

[別紙3] P.9

道路定期点検の結果及び橋梁長寿命化計画に基づき修繕を行い、必要により補強対策を推進し、耐震性の強化の向上を図ります。

(住宅対策)(再掲)

[本編] P.10 [別紙3] P.11

大規模災害時において、応急仮設住宅の整備が可能な公用地等を把握した上で建設候補地を選定し、被災者が長期の避難所生活に陥らないよう、早期着工・入居が可能となるよう関係機関で協議・調整します。また、建設候補地の選定を行う上では、令和元年東日本台風時の被災者の避難過程において、コミュニティの連続した分断が懸念されていたことから、入居のあり方についても、被災前のコミュニティを維持できるよう考慮します。

公営住宅等整備事業等を活用した長寿命化計画の見直しや住宅の整備を進めるとともに、予防保全的な住宅の維持管理による公営住宅ストックの適切な運用及び住宅の長寿命化を行うことで入居者が安心して居住できる環境を整備します。

退去住宅については修繕を優先的にを行い、ストックの早期確保をすることで、災害により住まいを失った方への住宅確保支援策として使用が可能となるよう管理します。

(2) 災害対策

(住宅・建築物の耐震化)(再掲)

[本編] P.10,16 [別紙3] P.1

昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された住宅について、耐震診断・耐震改修の促進と、その必要性について普及啓発を図り、住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用した助成事業の実施に努めます。

(多数の者が利用する建築物の耐震化等)(再掲)

[本編] P.16 [別紙3] P.1

民間建築物の耐震性の把握に努め、耐震診断・耐震改修の必要性等の指導・助言を行います。

(学校の室内安全対策)(再掲)

[本編] P.16 [別紙3] P.1

学校の老朽化対策として、丸森町公共施設個別施設計画(長寿命化・再配置計画)を策定し、計画的に学校施設の修繕、改修を行います。

学校設備の年次更新計画を策定し、計画的に学校設備の更新を進めます。また、各設備の定期的な検査や学校施設の日常点検、定期点検等を確実に実施し、児童生徒の安全確保に取り組みます。

(防災関係システムの整備・運用)

〔別紙3〕P.1

大規模災害にも耐えうる機能・設備を搭載した防災システム等を整備し、情報伝達の高度化・多様化にも柔軟に対応できる仕組みを検討し、防災行政無線や各種防災システムの拡充・更新により、安定した情報伝達体制を確立します。

(地域住民等に対する通信手段の整備)

〔別紙3〕P.1

災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のほか、町の安心・安全メールをはじめアラート、スマートフォン、SNS、データ放送等あらゆる手段の活用等について検討し、災害時における情報の発信・共有の仕組みを構築するとともに、多様な通信連絡手段の整備・拡充に努めます。

(関係機関との連携)(再掲)

〔本編〕P.9〔別紙3〕P.1

他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備・充実、その実効性の確保を図ります。

相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時応援協定の締結を進めます。

平時から、国・県・防災関係機関との連携強化を図り、迅速な災害対応が行える体制・仕組みを構築します。

(減災対策の推進)

〔別紙3〕P.2

行政区等における自主防災組織・地域の防災リーダーの育成支援を推進し、自助・共助の強化や地域防災力の向上に努めます。

迅速かつ適切な避難行動が行えるよう、避難路や避難誘導標識の整備・周知を図り、指定避難所等の見直しや備蓄品等の配備計画を策定し、周知を図るとともにハード対策・ソフト対策を組み合わせた減災対策を推進します。

(防災・減災教育の推進)

〔別紙3〕P.2

児童生徒一人ひとりが自ら危険を予測し、回避できる力を身に付け、災害から自らの身を守る(自助)とともに他者(共助)や社会(公助)の安全に貢献できる心を育み、「人間としてのあり方・生き方」について考えさせる防災教育を推進します。

各学校で策定している「学校防災マニュアル」については、より実効性のあるマニュアルとするため、今後早期に改定を進めます。

児童生徒には普段から防災への意識付けを行うほか、避難訓練の実施方法を工夫するなどして、児童生徒の災害対応力や防災知識の向上を図ります。

災害発生時における避難方法や避難所運営等について、想定される課題の解消に向け、学校関係者、教育委員会、地域住民、防災関係機関などが参加する会議を行い、学校防災のあり方について引き続き協議を行い、具体的な事業に繋いでいきます。

各学校の防災教育への取組を共有化し、学校防災マニュアルや掲示物の作成と発行を行い、引き続き普及啓発活動に取り組みます。

学童保育施設については、民間賃貸施設を含め適切に管理するとともに、運営事業者の救急救命等の研修や防災対策を講じるほか災害時の避難経路の確認及び児童の安全を守る体制を整えます。

(災害の記録と伝承) 〔別紙3〕P.2

令和元年東日本台風の経験と教訓を風化させることなく、後世に継承していくことができる取組の内容・実施方法を検討します。

(河川防災施設等の整備)(再掲) 〔本編〕P.14〔別紙3〕P.2

河川や内水による浸水被害から町民の生命、財産を守るため、国及び県と連携し、早急に河川堤防や内水対策に係る排水施設等を整備します。

(水害対策) 〔別紙3〕P.3

災害時における情報伝達体制の充実・強化を図るとともに、ハザードマップの改訂を行い、避難体制等を確立させ、地域防災力の向上に努めます。また、「自らの命は自らが守る」という観点から、町民・事業者等の様々な主体による「自助」「共助」の取組を強化します。

(土砂災害対策) 〔別紙3〕P.3

土砂災害危険個所の調査や定期的な防災パトロール体制を構築するなど、計画避難体制の整備を図るとともに、平常時から土砂災害警戒区域内の住民に対して、防災意識の高揚に向けた周知・啓発を行うことや、早期復旧のための資器材等の確保や危険度を勘案した住宅の移転、災害防止対策事業の施工など、状況に即した対応を実施します。

土砂災害発生時の情報伝達体制の充実・強化を図るとともに、具体的かつ実践的なハザードマップの整備や避難体制等を確立させ、地域防災力の向上に努めます。また、「自らの命は自らが守る」という観点から、町民・事業者等様々な主体による「自助」「共助」の取組を強化します。

(雪害対策) 〔別紙3〕P.3

暴風雪や豪雪等に伴う死者の発生を防ぐため、気象情報の収集を進めるとともに、平時から、それらの情報の利活用についての取組の推進や、暴風雪や豪雪が予測される際の不要不急の外出を抑制させる取組を推進します。

集中的な大雪に備え、タイムラインや除雪計画を策定し、通行に支障がある箇所を事前に把握した上で集中的な除雪を行うとともに、除雪体制増強や地域と連携した対策等、ソフト・ハードの両面から取組を推進します。

(災害時の物資調達) 〔別紙3〕P.3,6

物資の調達については、民間企業や関連団体との災害に関する協定の締結を進め、必要な物資を円滑に調達できる体制を整備します。

(災害時の物流対策) 〔別紙3〕P.3,7

応急生活物資等の供給・輸送に関し、小売業者や流通事業者等の関係団体と「災害時における支援協定」を締結し、物資等の要請、調達及び輸送体制等、供給の仕組みを確立させます。

災害発生時に物資輸送拠点から指定避難所等に支援物資が供給できるよう、緊急輸送ネットワークの形成を図ります。

(災害対応の体制整備)(再掲)

[本編] P.9 [別紙3] P.4

丸森町令和元年台風第19号災害検証委員会からの提言を踏まえ、地域防災計画をはじめ、災害対策本部や避難所の運営に係るマニュアルについて継続的に見直しを行うとともに、災害別の訓練を実施するなど、実態に即した取組を通じ災害対策本部の災害対応能力の向上を図ります。

被災していない自治体等との広域応援体制の整備充実を図り、平時から防災関係機関・協定締結先との相互連携・支援体制の確立に努めます。

消防においては、消防署及び消防団との連携を強化し、火災による被害の防止・軽減を図るとともに、消防力の強化・向上のため、必要な消防資器材の配備や消防水利の確保により、消防機関が行う消防応急活動を支援します。

災害時の初動対応として、消防団の消火活動、救出救助及び応急復旧活動が非常に重要であることから、消防団の活動拠点となる消防施設の整備等を検討するとともに、消防団が安全に活動できるよう消防資器材の配備を進めます。

(帰宅困難者対策)(再掲)

[本編] P.14 [別紙3] P.4

交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策を講じます。

帰宅困難者用の備蓄品の配備や一時滞在施設の確保を図るとともに、関係機関と連携した避難受入・帰宅支援を実施します。

(衛生対策)(再掲)

[本編] P.11,12 [別紙3] P.5

消毒薬、噴霧器、衛生用品等を計画的に整備します。

ねずみ族・害虫等を駆除するための防疫用薬剤、機材等を計画的に整備します。

災害時に感染症予防のための調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努めるほか、避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行います。また、感染症対策薬剤等の調達が困難な時は、県へ要請するほか、感染症発生時には、保健所等と協力の上、疫学調査を実施し、感染拡大の防止を図ります。

災害時における仮設トイレの設置及び管理等については、平時から資器材の備蓄及び周辺自治体等関係団体との連携強化を図ります。

避難場所や避難所など人の密集する可能性が高い状況下でも、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症への対策を講じ、集団感染を予防するため、避難所運営など各種マニュアルの見直しを行うとともに消毒液やマスクなど衛生関連の資器材の確保を計画的に進めます。

(避難所施設的环境整備)

[別紙3] P.5

避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資器材の準備や更新、丸森町公共施設個別施設計画(長寿命化・再配置計画)に基づき改修等を進めます。

一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れるための福祉避難所の指定促進を図ります。

感染症の流行、エコノミークラス症候群やストレス性疾患の発生を防ぐとともに、慢性期の段階に進んだ後も、災害のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊等によるメンタルの問題から被災者が健康を害するこ

とがないよう、行政、医療関係者、NPO、地域住民等の連携により、中長期的に健康管理を行う体制整備を進めます。

避難所から仮設住宅、復興住宅へのように、被災者を取り巻く生活環境の変化により生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供します。

(地区防災計画の普及・啓発)

[別紙3] P.5

地区防災計画制度の普及・啓発を図り、住民の自発的な行動計画の策定を促すとともに、学校や職場、自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進します。

(上下水道の耐震化等)(再掲)

[本編] P.16 [別紙3] P.8

主要施設については大雨等による被害の対策を推進し、被災管路についても強靱な水道施設を構築するため、耐震化を図ります。被災施設以外の施設については、安定した供給と経営を継続して行くため、施設の長寿命化を図ります。更新時期を迎えた施設については、将来の需要に対応した施設のダウンサイジング(縮小化)を検討した上で、アセットマネジメント(資産管理)の手法を活用して、計画的な更新を行います。

国庫補助事業等を効果的に活用した水道施設の計画的な老朽化対策、及び施設の耐震化対策を図ります。

公共下水道施設、農業集落排水処理施設について、機能診断及び最適整備構想の策定、適時・適切な修繕又は更新などの長寿命化を図ります。

(生活水の確保)

[別紙3] P.8

上水道が寸断された場合に備えるため、各地区で取り組んでいる井戸水の利用について、水質検査等への協力を行い、生活水の確保を進めるとともに、設置型の給水タンクや給水車の導入を検討し、給水体制の強化を図ります。

(治山・河川管理)(再掲)

[本編] P.13,14 [別紙3] P.8

これまでの洪水履歴を分析し、洪水から守るべき資産を把握し、上下流の整備状況や流域における治水安全度のバランスを考慮しながら、整備区間を設定し、河川改修区間の逐次見直しを実施します。

県が作成する河川の浸水想定に基づき、町のハザードマップを改訂し、災害時の避難行動に結びつく取組を行います。

(災害廃棄物等への対応)(再掲)

[本編] P.12 [別紙3] P.10

大規模災害発生時に備え、平時から災害廃棄物の仮置き場の選定や分別方法をはじめとした適正な処理や再資源化・再使用のルートを確保するため、丸森町災害廃棄物処理計画に基づいて進めます。

耐火建築物等で使用されているアスベスト建材からの粉じん飛散等を防ぐため「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(第3版)(令和5年4月環境省)」に基づく解体方法等を周知します。

(自助・共助の取組の推進)

[別紙3] P.10

男女共同参画の視点から防災意識の啓発とリーダーの養成を行います。

丸森町協働によるまちづくり基本方針に基づき、地域コミュニティの活性化を図るため、住民自治組織を支援し、リーダーとなる人材の育成や研修の場を提供していきます。

令和元年東日本台風の被災者支援施策として、今後整備する災害公営住宅及び町営住宅の団地内コミュニティ形成や周辺地域との融合を目的とした新しい地域コミュニティの構築に向けた交流の場づくり等の支援を行います。

ボランティアや自主活動を推進するとともに、保健・医療・福祉の連携による地域での支え合いの仕組みづくりを行います。

(被災者支援策)

〔別紙3〕P.11

高齢者や障がい等のある人の視点に立った地域内の避難経路などの把握に努め、要配慮者が迅速かつ確実に避難できるような体制の構築を支援します。

災害時やその後の心身の健康に関し、必要な相談窓口を設置します。

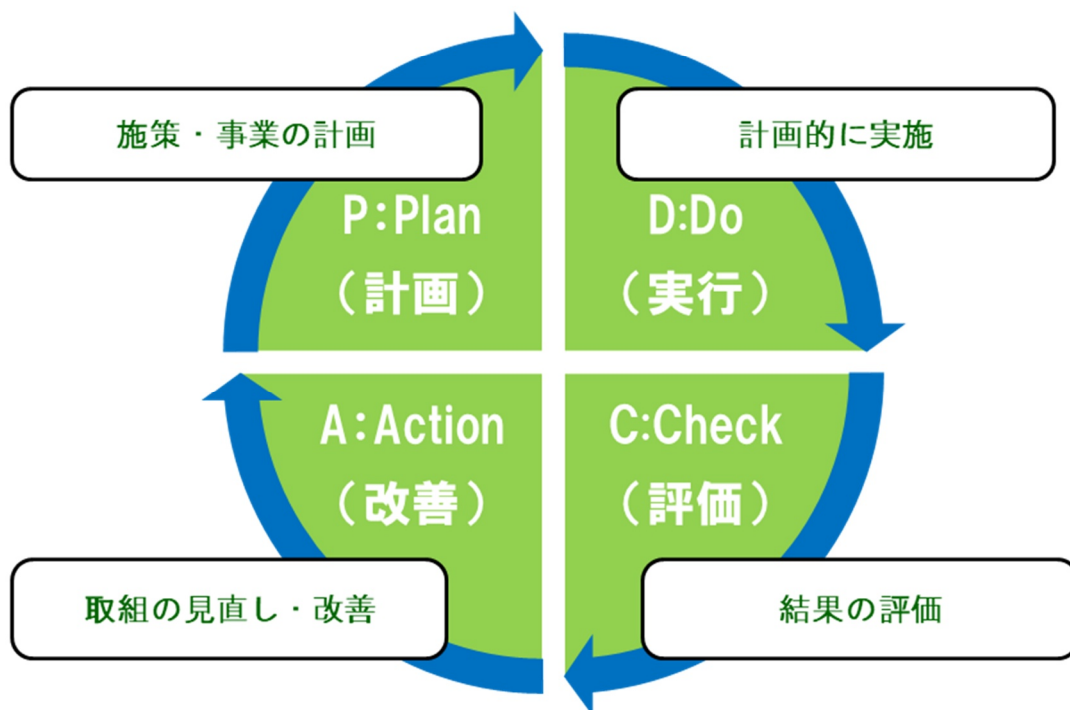
災害時に速やかに支援活動を行うため、避難行動要支援者名簿の整備を進めるとともに、速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう社会福祉協議会等との協働によるボランティアコーディネーターの養成、ボランティア受け入れ拠点の整備等を行います。

第4章 計画の推進

本計画は、国土強靱化に関連する計画等との整合性を図りながら、PDCA サイクルに従って推進するものとし、その進行管理は、取り組み状況を把握・整理することにより行うものとします。

なお、本計画は、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。

PDCAサイクルのイメージ



起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の脆弱性評価結果

1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限に図られる。

1 - 1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生

（住宅・建築物の耐震化）

青字は再掲頁〔別紙 2〕P.2,8,10

東日本大震災では、全壊 1 戸、半壊 38 戸などの被害が生じました。その後、再建が進み、耐震化率は上昇していますが、未だに旧耐震基準で建築された住宅、特に木造戸建て住宅は多数存在しています。町では、住宅の所有者に耐震診断の必要性を伝えていますが、耐震改修工事費用の調達が難しいなどの理由により改修計画が具現化されていません。（現行の町耐震化計画の木造戸建て住宅の耐震化率は 59%）

また、令和元年東日本台風では、全壊 101 戸、大規模半壊 205 戸などの被害が生じ、安心して暮らすことのできる住まいの再建が急務となっています。

住宅の耐震化については、丸森町耐震改修促進計画において、令和 7 年度までの耐震化率 95%以上を目標に掲げ、耐震改修等の補助を行っています。地震による住宅の倒壊災害を未然に防止し、町民の安全を確保するため、効果的な普及啓発を図るとともに、国、県の支援制度も活用しながら、更なる耐震化の促進が必要です。

（多数の者が利用する建築物の耐震化等）

〔別紙 2〕P.8,10

町有の防災上重要な建築物の耐震化率は 96%であり、民間において多数の者が利用する建築物の耐震化率は 74%となっています。

旧耐震基準で建築された多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物は、耐震診断により安全性を確認する重要性を全ての所有者が理解しているとまではいえません。

多数が利用する民間大規模建築物については、災害時に大規模な被害が想定されることから、耐震改修促進法では要緊急安全確認大規模建築物としています。今後も国、県の支援制度を活用しながら、更なる耐震化の促進が必要です。

（学校の室内安全対策）

〔別紙 2〕P.9,11

町立小中学校の耐震化率は 100%を達成しており、学校の室内安全対策（日常点検、定期点検など）についても確実に実施されています。しかしながら、想定を超える自然災害による被害を軽減し、児童生徒の学習・生活の場である学校施設をより安全安心なものにするため、学校の老朽化対策や学校設備の計画的な更新が必要です。

1 - 2 広域にわたる大規模な水害等による多数の死者・行方不明者の発生

（防災関係システムの整備・運用）

〔別紙 2〕P.11

非常時・災害時における情報伝達の手段として、防災行政無線や各種防災システムを整備・運用しているところですが、今後は、既存のシステムに加え、新たな情報ネットワーク等の整備も視野に入れ、更なる情報伝達の高度化・多様化に対応した、防災・避難体制に万全を期すことが必要です。

(地域住民等に対する通信手段の整備)

〔別紙 2〕 P.11

町民等に対し、迅速かつ正確な情報伝達が行えるよう、既存のシステムに加え、多様な情報伝達手段の検討・整備が必要です。

(関係機関との連携)

〔別紙 2〕 P.1,11

大規模地震が発生した場合には、その業務量の増加に伴う時間的制約等により、町のみで災害応急対策を実施することが困難となる場合があることから、迅速かつ的確な災害対策を実施するに当たって、被災していない地域の関係機関等の協力がが必要です。

令和元年東日本台風や東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害の発生時においても、行政、防災関係機関が迅速、的確に対応できる体制の整備が必要です。

(防災拠点の機能確保)

〔別紙 1〕 P.6〔別紙 2〕 P.8

災害対応の主要拠点となる庁舎については、雨水ポンプ施設の増強等による内水対策や治水対策を実施し、被害を抑制することにより、防災拠点としての機能の確保が必要です。

大規模災害に備え、庁舎の防災機能を代替できる拠点及び消防や警察、自衛隊等の町外からの広域的な応援や様々な支援物資の受け入れなどの調整業務を担う後方支援拠点等の整備について検討が必要です。

(減災対策の推進)

〔別紙 2〕 P.11

大規模災害時においては、行政による応急活動「公助」には限界があるため、町民一人ひとりが防災に対する意識を高め、「自らの命は自らが守る」との観点から、町民、事業者等様々な主体による「自助」「共助」の取組の強化が必要です。

(防災・減災教育の推進)

〔別紙 2〕 P.11

学校における防災体制の確立については、町立小中学校の安全担当主幹教諭及び防災主任等による防災教育に関する研修会を実施し、その成果を各学校の校内研修に生かしつつ、教職員の災害対応力と防災教育指導力の更なる向上が必要です。

令和元年東日本台風等の教訓を踏まえた「学校防災マニュアル」を改訂し、地域の災害特性を考慮した避難訓練を実施するとともに、評価・改善し、児童生徒の安全確保に取り組むことが必要です。

防災・減災教育を積極的に推進するため、防災教育副読本の活用や防災マップづくりを通し、児童生徒が地域を知ることにより避難路や避難場所の位置を認識するなど、体験的な防災教育の推進が必要です。

学校と地域が一体となった防災体制を構築するため、PTA や地区住民、防災担当部局等の関係機関と連携した取組の更なる充実が必要です。

学童保育施設については、民間賃貸施設を含め適切に管理するとともに、運営事業者の救急救命等の研修や防災対策を講じるほか、災害時の避難経路の確認及び児童の安全を守る体制の整備が必要です。

(災害の記録と伝承)

〔別紙 2〕 P.12

令和元年東日本台風による町民の被災体験や、国内外からの支援に対する感謝を伝えるための取組の内容・実施方法の検討が必要です。

(河川防災施設等の整備)

〔別紙 2〕 P.7,12

河川や内水による浸水被害から町民の生命、財産を守るため、水害や地震によって被害を受けた河川管理施設の復旧活動ならびに水防活動の拠点等を目的とする河川防災施設の整備が必要です。

**1 - 3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水被害による
死傷者の発生**
(水害対策)

〔別紙 2〕 P.12

町では、令和元年東日本台風の影響により、町内各所において河川の越水等による浸水や土砂崩れ、路面流出や法面崩壊が発生するなど、甚大な被害が生じました。今後も地球温暖化に伴う異常気象や台風・大雨の頻度増加により、水害・土砂災害が頻発することが予想されることから、水害等への備えとして、必要に応じたハード対策・ソフト対策に加え、迅速かつ適正な避難行動が行えるよう自助・共助の取組の強化が必要です。

**1 - 4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、
後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態**
(土砂災害対策)

〔別紙 2〕 P.12

土砂災害危険個所の調査や定期的な防災パトロール体制を構築するなど、計画避難体制の整備を図るとともに、平常時から土砂災害警戒区域内の住民に対する防災意識の高揚に向けた周知・啓発、早期復旧のための資器材等の確保及び必要時に活用できるよう定期点検する体制の構築が必要です。

町内には、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されている土砂災害危険個所が全域に 445 箇所（令和 6 年 1 月 1 日現在）あります。今後も県による警戒区域の追加指定が進められ、それらの区域においては、警戒区域の周知と併せ、住民理解による避難体制の構築等、土砂災害に係る各種対策が必要です。

1 - 5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
(雪害対策)

〔別紙 2〕 P.12

暴風雪や豪雪等に伴う死者の発生を防ぐには、早い段階での適切な対応が重要であるため、気象情報の収集を進めるとともに、平時から、それらの情報の利活用についての取組の推進や、暴風雪や豪雪が予測される際の不要不急の外出を抑制させることが必要です。

集中的な大雪に備え、タイムラインや除雪計画を策定し、通行に支障がある箇所を事前に把握した上で集中的な除雪を行うとともに、除雪体制の増強や地域と連携した対策等、ソフト・ハードの両面から体制の整備が必要です。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。(それがなされない場合の必要な対応を含む)

2 - 1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(災害時の物資調達)

〔別紙 1〕 P.6 〔別紙 2〕 P.12

物資の調達については、民間企業や関連団体との災害に関する協定の締結を進め、必要な物資を円滑に調達できる体制の整備が必要です。

(災害時の物流対策)

〔別紙 1〕 P.7 〔別紙 2〕 P.13

令和元年東日本台風では、事前に定めてあった物資等の調達が円滑に行えなかったことや全国から集まった救援物資の取り扱いに混乱が生じました。このことから、業務分担を整理するとともに定期的な訓練等を実施し、災害発生に迅速に行動できる体制の整備が必要です。

大規模災害時における物資等の緊急輸送は、災害応急対策の中心となるものであり、輸送路と輸送手段が確保され、初めて効率的な緊急輸送が可能となることから、物流対策として、緊急輸送路・輸送体制の整備が必要です。

流通機能の一時停止や低下等に備え、緊急時における円滑な物資等の供給が行えるよう、関係機関と連携した物流対策が必要です。

2 - 2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(災害対応の体制整備)

〔別紙 2〕 P.1,13

令和元年東日本台風による災害は、過去の災害をはるかに超える規模であったことに加え、従前に計画していたマニュアルや訓練等により構築していた人員体制や手法では、次々に寄せられる地域住民等からの救助・救援要請等に十分対応できない事態となりました。加えて、各種災害対応業務の増大とともにマニュアル等に規定のない業務が発生するなど、災害対応は困難を極めました。

大規模災害から町民の命を守るためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対して可能な限り備える必要があるとともに、災害対策本部の体制強化や様々な事態に柔軟に対応できる体制の維持確保が必要です。

2 - 3 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

(帰宅困難者対策)

〔別紙 2〕 P.6,13

災害発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念されることから、企業等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則の下、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を備蓄するなどの帰宅困難者対策が必要です。

帰宅困難者が避難することが予想される指定避難所や公共施設については、避難の受入対策として食料や物資等の備蓄が必要です。

企業等は、帰宅困難者用の一時滞在施設の確保や開設基準等のルール化を図るとともに、帰宅困難者の移動支援対策について検討が必要です。

2 - 4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による

医療機能の低下

(保健・医療)

〔別紙 2〕 P.3

災害時には医療救護活動と保健衛生活動を連動させる効果的なシステムが重要であり、県の保健所をはじめ県内外の自治体との間で地域の実情に合った連携体制を構築することが求められます。

児童生徒に対する心のケアは喫緊の課題であり、小中学校へのスクールカウンセラーの配置・派遣、スクールソーシャルワーカーの活用、教員等を対象とした研修会の実施等により児童生徒の心のケアに対応していますが、スクールカウンセラー等の専門的な人材の確保が課題となっています。

災害等の不測の事態に備え、現在医療資器材は3日分程度の備蓄を確保していますが、今後も継続して備蓄品の維持・管理の徹底が必要です。

医師の招へいは、県や大学との連携協力によって今後も進める必要があり、看護師不足対策では、看護職員の養成、定着・復職の支援、勤務環境の改善などの効果的な継続と財源措置を今後も求めていくことが必要です。

業務継続計画（BCP）や災害対応マニュアル等を策定するとともに、病院内での災害訓練などを通じて内容について検証し、見直すことが重要となります。

医療従事者の医療業務を支える事務職員の不足により、機動力・病院機能の回復力等の低下が生じています。

DMAT（災害派遣医療チーム）について、災害時に円滑に活動ができるよう、県や関係病院、防災関係機関との平時からの連携及び、活動の拠点となる会議室等の確保が必要です。

2 - 5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(衛生対策)

〔別紙 2〕 P.3, 4, 13

消毒薬、防護服などの衛生用品及び消毒をするための噴霧器を整備していくことが必要です。

ねずみ族・害虫等を駆除するための防疫用薬剤、機材等を十分に確保する必要があり、また、疫病・感染症等の発生・まん延を防ぐため、保管庫を含めて整備が必要です。

大規模な自然災害等が発生すると、被災地には避難所が開設され、多くの避難者が長期間集団で不便な生活をするようになります。被災地に開設される避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力が低下するなどの悪条件により、感染症に罹患するリスクや感染症がまん延するリスクが自宅等での生活の時よりも高くなります。

大規模な自然災害等により上下水道が被災した際は、日常的に使用するトイレが利用できなくなるため、仮設トイレを設置する等の対策が必要です。

避難場所や避難所など人の密集する可能性が高い状況下でも、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症への対策を講じ、集団感染を予防することが大変重要であり、受援側、支援側の双方での対応が必要です。

2 - 6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化、死者の発生

(避難所施設的环境整備)

【別紙 2】 P.14

避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資器材の準備や更新、老朽化対策を含めた改修等が必要です。

一般の避難所では、生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所を確保するとともに、その運営体制の整備が必要です。

感染症の流行やストレス性の疾患の発生を予防するとともに、災害のトラウマや将来への経済不安等を原因として被災者が健康を害することがないように、行政をはじめとする関係者が連携してケアを行う体制の整備が必要です。

被災者の生活環境は、時間の経過とともに変化していくことから、これにより生じる課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心して生活できるよう、日常生活における見守りや相談支援、住民同士の交流の機会等の提供が必要です。

(地区防災計画の普及・啓発)

【別紙 2】 P.14

地区防災計画制度の普及・啓発を図り、住民の自発的な行動計画の策定を促すとともに、学校や職場、自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等の推進が必要です。

(災害時の物資調達)(再掲)

【別紙 1】 P.4 【別紙 2】 P.12

物資の調達については、民間企業や関連団体との災害に関する協定の締結を進め、必要な物資を円滑に調達できる体制の整備が必要です。

(防災拠点の機能確保)(再掲)

【別紙 1】 P.2 【別紙 2】 P.8

災害対応の主要拠点となる庁舎については、雨水ポンプ施設の増強等による内水対策や治水対策を実施し、被害を抑制することにより、防災拠点としての機能の確保が必要です。

大規模災害に備え、庁舎の防災機能を代替できる拠点及び消防や警察、自衛隊等の町外からの広域的な応援や様々な支援物資の受け入れなどの調整業務を担う後方支援拠点等の整備について検討が必要です。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する。

3 - 1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(行政機能の業務継続性確保)

【別紙 2】 P.1

大規模自然災害が発生した場合、早期の業務継続を図るための非常時に優先すべき業務を関係者が共有する必要があるため、業務継続計画(BCP)を、早期に作成

するほか、定期的な見直しや訓練を継続して行い、実効性を高めていくことが必要です。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する。

4 - 1 情報伝達の不備や停止等による被害の拡大

(情報通信体制の整備)

〔別紙 2〕 P.1

携帯電話の利用が見込まれる地域における不感は概ね解消されていますが、基地局バッテリーの長時間化、自家発電設備の設置や非常用発電機による電源の確保、移動型無線局による通信回線の確保などにより、災害に強い通信インフラの再構築が求められます。

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない。

5 - 1 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(産業施設の防災対策)

〔別紙 2〕 P.5,9

令和元年東日本台風災害は、過去の災害をはるかに超える規模であり、町内の事業所では浸水被害によって、その後の事業運営に深刻な影響が生じたことから、災害による被害を最小限とし、円滑に事業を継続していくことのできる体制の整備が必要です。

町の重要な産業施設の中には、石油等の危険物貯蔵所などがあり、災害時には破損、火災等により、危険物の流出や爆発等の事態が考えられるほか、施設の老朽化に伴う事故の増加が懸念されることから、関係機関との協議や対策が必要です。

5 - 2 基幹的交通ネットワークの機能停止

(交通基盤の維持等)

〔別紙 1〕 P.9〔別紙 2〕 P.7

持続可能な公共交通を維持するには、まちの機能をコンパクト化するほか、公共交通ネットワークを再構築するなど、まちづくりと交通施策の連携が必要です。

高齢化等により自動車を利用できない世帯の増加が予想されることから、公共交通のあり方について検討が必要です。

5 - 3 食料等の安定供給の停滞

(災害時の物流対策)(再掲)

〔別紙 1〕 P.4〔別紙 2〕 P.13

令和元年東日本台風では、事前に定めてあった物資等の調達が円滑に行えなかったことや全国から集まった救援物資の取り扱いに混乱が生じました。このことから、業務分担を整理するとともに定期的な訓練等を実施し、災害発生に迅速に行動できる体制の整備が必要です。

大規模災害時における物資等の緊急輸送は、災害応急対策の中心となるものであり、輸送路と輸送手段が確保され、初めて効率的な緊急輸送が可能となることから、物流対策として、緊急輸送路・輸送体制の整備が必要です。

流通機能の一時停止や低下等に備え、緊急時における円滑な物資等の供給が行えるよう、関係機関と連携した物流対策が必要です。

(農業基盤の保全)

〔別紙 1〕 P.10 〔別紙 2〕 P.6,7

令和元年東日本台風の影響により、農産物の安定供給への影響や国土保全機能の低下、高齢化による集落機能の低下に伴う生産資源及び自然環境保全に向けた共同活動の困難化、イノシシやサルなどの野生生物による農作物被害、耕作放棄地に伴う生態系への影響など、様々な変化が顕在化してきています。

老朽化した農地防災施設や農業水利施設については、限られた予算の中で、修繕・更新等による長寿命化が必要です。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

6 - 1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガス

サプライチェーンの機能の停止

(再生可能エネルギーの導入促進)

〔別紙 2〕 P.1,2

令和元年東日本台風災害や東日本大震災の発生時にライフラインが寸断された中ででの生活を余儀なくされた経験から、再生可能エネルギーの有効活用が必要です。

災害時における実効性の高いエネルギー確保の取組を行うため、電力会社と電力設備災害復旧に関する協定を締結するなど、災害時における電気やガスの復旧・供給に関する協定を活用するとともに、ライフライン寸断による災害対応活動や住民生活に及ぼす影響の軽減に向け、県や関連業界団体等と連携したエネルギー供給体制の構築が必要です。

6 - 2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(上下水道の耐震化等)

〔別紙 2〕 P.9,14

令和元年東日本台風では、3つの浄水場において取水施設等に被害を受けました。現在、取水施設の復旧は完了しましたが、今後の被災リスクに備えた対応が必要です。

応急復旧・給水車等による給水支援は、公益社団法人日本水道協会を通じ、県内外の水道事業者からの応援体制が整備されていますが、令和元年度において、法定耐用年数 40 年を経過している管路率は 0.3%あり、施設についても今後耐用年数の到来とともに大規模な更新時期を迎えるため、老朽化や耐震化に伴う更新を計画的に進める必要があります。

(下水道等の整備)

〔別紙 2〕 P.5,9

下水道施設が災害時に運転停止した際には、汚水処理事業者の所有するバキューム車を手配し対応しています。

災害時に応急復旧ができるよう、民間事業者との災害支援協定の締結が必要です。

老朽化施設については、ストックマネジメント計画の中で、修繕・更新等により、長寿命化が必要です。

農業集落排水処理施設については、令和元年東日本台風により2か所が被災しましたが、災害復旧事業により復旧しています。

(生活水の確保)

〔別紙 2〕 P.14

大規模災害等の発生により上水道が寸断された場合においても、住民の生活に最低限必要な生活水の確保が必要です。

6 - 3 地域交通ネットワークが分断する事態

(交通基盤の維持等)(再掲)

〔別紙 1〕 P.7〔別紙 2〕 P.7

持続可能な公共交通を維持するには、まちの機能をコンパクト化するほか、公共交通ネットワークを再構築するなど、まちづくりと交通施策の連携が必要です。

高齢化等により自動車を利用できない世帯の増加が予想されることから、公共交通のあり方について検討が必要です。

7 制御不能な二次災害を発生させない。

7 - 1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(治山・河川管理)

〔別紙 2〕 P.6,7,14

河川管理施設については、令和元年東日本台風により状況が一変し、特に、県が管理する河川の治水安全度が著しく低下しています。上流域も含めた上下流域一体となった総合的な治水対策が必要であり、沿岸域における災害復旧事業による浸水対策等を前提として、多発する局所的な集中豪雨に対する町内河川の効率的かつ効果的なハード対策・ソフト対策が必要です。

令和元年東日本台風で破堤しなかった阿武隈川についても、今後の地球温暖化に伴う気候変動等による浸水リスクが高まることが見込まれることから、最悪の被害想定に基づき、命を守ることを最優先として住民の避難を軸に、土地利用、避難施設の整備などハード対策・ソフト対策を総動員する「多重防御」の考え方で減災が必要です。

大規模地震や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等により、農業水利施設の災害発生リスクの高まりが懸念されます。また、既存施設の耐震性や能力の不足等により、被災の可能性がある農業用ため池や排水機場、排水路等は、災害を未然に防止するほか、万が一被災しても、早急な機能回復が必要です。

(橋梁の長寿命化)

〔別紙 2〕 P.9

橋梁長寿命化修繕計画に基づき対象となる全 206 橋梁については、いかに低コストで、安全・安心な施設として管理するのかが、直近の課題となっていることから、損傷等を確認してから修繕する「対症療法型維持管理」から、損傷が大きくなる前に修繕を行う「予防保全型維持管理」に転換し、事故の未然防止やコスト縮減、予算の平準化を実現が必要です。

7 - 2 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質対策)

〔別紙 2〕 P.5

運搬する上で規制を受ける毒物・劇物(23種類)に関し、毒物・劇物製造業者、毒物・劇物販売業者、法的に届出が必要な業務上取扱者、それ以外の業務上取扱者の容量1立方メートル以上の貯蔵設備(タンク等)を有する施設を把握し、災害時に毒物・劇物が散乱しないように平時から対策が必要です。

7 - 3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農地・森林等の荒廃対策)

〔別紙 2〕 P.6,8

森林所有者の森林経営意欲の低下や林業就業者の減少と高齢化の進展に対応するため、町民や企業等による多様な森林の整備・保全活動を促進させ、新規林業就業者の確保と育成を図り、自ら管理・経営できない森林所有者から森林整備を担う森林経営管理制度の推進が必要です。

森林の持つ水源涵養、土砂流出防止等の公益的機能を高め、山地に起因する被害発生を防ぐため、森林及び治山施設の整備の推進が必要です。

(農業基盤の保全)(再掲)

〔別紙 1〕 P.8〔別紙 2〕 P.6,7

令和元年東日本台風の被害により、農産物の安定供給への影響や国土保全機能の低下、高齢化による集落機能の低下に伴う生産資源及び自然環境保全に向けた共同活動の困難化、イノシシやサルなどの野生生物による農作物被害、耕作放棄地に伴う生態系への影響など、様々な変化が顕在化してきています。

老朽化した農地防災施設や農業水利施設については、限られた予算の中で、修繕・更新等による長寿命化が必要です。

8 大規模災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

8 - 1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に

遅れる事態

(災害廃棄物等への対応)

〔別紙 2〕 P.5,15

災害時の円滑かつ迅速な廃棄物の適正処理を行うためには、平時からごみの分別等の環境配慮行動の推進や、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行うための災害廃棄物処理計画の継続的見直し等が必要です。

建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うため、平時の備え及び発災直後からの必要事項がまとめられた災害廃棄物対策指針に基づき、計画的な処理を行える体制の構築が必要です。

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、平常時の廃棄物処理体制では処理が困難になることが想定されるため、災害廃棄物処理等の協力について、国、県等の関係機関との連携及び周辺だけにとどまらない地方公共団体間の相互支援体制の構築等により、災害廃棄物を円滑かつ迅

速に処理するための体制の整備が必要です。

8 - 2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（復旧・復興を担う人材の確保）

〔別紙 2〕 P. 4

災害発生時においては、高齢者、障がい者等の要配慮者に対する支援を適切かつ円滑に行うことが必要です。

令和元年東日本台風の経験を踏まえ、災害時の医療救護活動、公衆衛生活動、被災者の心のケアなどのガイドラインやマニュアルの策定及び見直し、研修や訓練の実施、関係団体との協定締結など平時からの体制整備が必要です。

災害発生時に、速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう、関係団体と連携してボランティアコーディネーターの養成、ボランティアの受け入れ拠点の整備等が必要です。

8 - 3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（自助・共助の取組の推進）

〔別紙 2〕 P. 15

災害発生時の避難所運営では、男女共同参画の視点に配慮が必要です。

丸森町協働によるまちづくり基本方針に基づき、地域コミュニティの活性化を図るため、住民自治組織を支援するとともに、リーダーとなる人材の育成や研修の場の提供が必要です。

これまでの家族内の支え合いによる自助システム機能の弱体化を補うためには、地域による支え合いがますます重要となります。一人暮らしの高齢者は令和 2 年 10 月 1 日現在（国勢調査）で 678 人おり、加齢とともに日常生活を営み健康を維持する上で、何らかの支援を要する割合が高まると考えられることから、地域包括支援センターを中心として、地域で見守る体制づくりの推進が必要です。

災害発生時においては、地域住民が安心して生活ができるよう、高齢者、障がい者等の要配慮者に対する支援が適切かつ円滑に行われるとともに、個々の被災者ニーズに応じたきめ細かな支援を行う必要があることから、住民自治組織との連携強化が必要です。

家庭内暴力（DV）の増加、高齢者に対する虐待、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加等により、家族や地域における相互扶助機能の低下や地域の連帯感の希薄化が進み、公的な福祉サービスだけでは対応できない場合が増加していることから、地域住民が自らの問題であるという認識を持ち、住民同士で助け合って解決に向かうような仕組みづくりが重要となります。

8 - 4 被災者に対する十分な住宅対策や健康支援策が講じられず、生活再建が著しく遅れる事態

（住宅対策）

〔別紙 2〕 P. 2, 10

令和元年東日本台風では、応急仮設住宅の用地は概ね順調に確保でき、6 か所、

208 戸を整備しましたが、一部の町民は町外のみなし仮設住宅への入居を選択しており、これが、被災者の町外流出につながることで懸念されることから、災害が発生した場合は全整備戸数分を町内で確保し、早急に整備できるよう計画していくことが必要です。

町営住宅は、令和元年東日本台風を契機として整備する災害公営住宅と発災前に整備された既存町営住宅があり、このうち、台風による被害が甚大であった既存町営住宅は、建替えるとともに、軽微なものは修繕を加えるなど、被害の程度に合わせた対応が必要です。また、既存、新規を問わず町営住宅は、長期間にわたり使用するため、日常的な修繕を行う際に現状を把握しながら、長寿命化計画に反映し、的確な時期に修繕等実施できるよう進めることが必要です。

（福祉）

【別紙 2】 P.3

災害時には、特別養護老人ホーム等の施設入居者は避難行動が困難になることが想定されるため、避難場所となる施設の確保や避難経路の確認など事前の準備が重要となります。

視覚や聴覚等の身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者など情報伝達や具体の避難行動が困難な方に対しては、個々の障がいに応じた対応が必要です。

（被災者支援策）

【別紙 2】 P.16

災害発生時においては、高齢者、障がい者等の要配慮者に対する支援を適切かつ円滑に行うことが必要です。

令和元年東日本台風の経験を踏まえ、災害時の医療救護活動、公衆衛生活動、被災者の心のケアなどのガイドラインやマニュアルの策定及び見直し、研修や訓練の実施、関係団体との協定締結など平時からの体制整備が必要です。

災害発生時に、速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう、関係団体と協働してボランティアコーディネーターの養成、ボランティアの受け入れ拠点の整備等が必要です。

8 - 5 生産力の回復の遅れや大量の失業・倒産等による町経済への甚大な影響

（迅速な復旧・復興のための準備）

【別紙 2】 P.2

大規模自然災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組や手順等を平時から確認し、災害からの復旧復興施策や発災時に被災者支援の取組を円滑に行えるようにしておくことが必要です。

施策分野別の脆弱性評価結果

1 個別施策分野

(1) 行政機能

(災害対応の体制整備)

青字は再掲頁 [別紙1] P.4 [別紙2] P.13

令和元年東日本台風による災害は、過去の災害をはるかに超える規模であったことに加え、従前に計画していたマニュアルや訓練等により構築していた人員体制や手法では、次々に寄せられる地域住民等からの救助・救援要請等に十分対応できない事態となりました。加えて、各種災害対応業務の増大とともにマニュアル等に規定のない業務が発生するなど、災害対応は困難を極めました。

大規模災害から町民の命を守るためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対して可能な限り備える必要があるとともに、災害対策本部の体制強化や様々な事態に柔軟に対応できる体制の維持確保が必要です。

(関係機関との連携)

[別紙1] P.2 [別紙2] P.11

大規模地震が発生した場合には、その業務量の増加に伴う時間的制約等により、町のみで災害応急対策を実施することが困難となる場合があることから、迅速かつ的確な災害対策を実施するに当たって、被災していない地域の関係機関等の協力が重要です。

令和元年東日本台風や東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害の発生時においても、行政、防災関係機関が迅速、的確に対応できる体制の整備が必要です。

(行政機能の業務継続性確保)

[別紙1] P.6

大規模自然災害が発生した場合、早期の業務継続を図るための非常時に優先すべき業務を関係者が共有する必要があるため、業務継続計画（BCP）を、早期に作成するほか、定期的な見直しや訓練を継続して行い、実効性を高めていくことが必要です。

(情報通信体制の整備)

[別紙1] P.7

携帯電話の利用が見込まれる地域における不感は概ね解消されていますが、基地局バッテリーの長時間化、自家発電設備の設置や非常用発電機による電源の確保、移動型無線局による通信回線の確保などにより、災害に強い通信インフラの再構築が求められます。

(再生可能エネルギーの導入促進)

[別紙1] P.8 [別紙2] P.2

令和元年東日本台風災害や東日本大震災の発生時にライフラインが寸断された中で生活を余儀なくされた経験から、再生可能エネルギーの有効活用が必要です。

災害時における実効性の高いエネルギー確保の取組を行うため、電力会社と電力設備災害復旧に関する協定を締結するなど、災害時における電気やガスの復旧・供給に関する協定を活用するとともに、ライフライン寸断による災害対応活動や住民

生活に及ぼす影響の軽減に向け、県や関連業界団体等と連携したエネルギー供給体制の構築が必要です。

(迅速な復旧・復興のための準備)

〔別紙 1〕 P.12

大規模自然災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組や手順等を平時から確認し、災害からの復旧復興施策や発災時に被災者支援の取組を円滑に行えるようにしておくことが必要です。

(2) 住宅・都市

(住宅・建築物の耐震化)

〔別紙 1〕 P.1 〔別紙 2〕 P.8,10

東日本大震災では、全壊 1 戸、半壊 38 戸などの被害が生じました。その後、再建が進み、耐震化率は上昇していますが、未だに旧耐震基準で建築された住宅、特に木造戸建て住宅は多数存在しています。町では、住宅の所有者に耐震診断の必要性を伝えていますが、耐震改修工事費用の調達が難しいなどの理由により改修計画が具現化されていません。（現行の町耐震化計画の木造戸建て住宅の耐震化率は 59%）

また、令和元年東日本台風では、全壊 101 戸、大規模半壊 205 戸などの被害が生じ、安心して暮らすことのできる住まいの再建が急務となっています。

住宅の耐震化については、丸森町耐震改修促進計画において、令和 7 年度までの耐震化率 95%以上を目標に掲げ、耐震改修等の補助を行っています。地震による住宅の倒壊災害を未然に防止し、町民の安全を確保するため、効果的な普及啓発を図るとともに、国、県の支援制度も活用しながら、更なる耐震化の促進が必要です。

(再生可能エネルギーの導入促進)(再掲)

〔別紙 1〕 P.8 〔別紙 2〕 P.1

令和元年東日本台風災害や東日本大震災の発生時にライフラインが寸断された中ででの生活を余儀なくされた経験から、再生可能エネルギーの有効活用が必要です。

災害時における実効性の高いエネルギー確保の取組を行うため、電力会社と電力設備災害復旧に関する協定を締結するなど、災害時における電気やガスの復旧・供給に関する協定を活用するとともに、ライフライン寸断による災害対応活動や住民生活に及ぼす影響の軽減に向け、県や関連業界団体等と連携したエネルギー供給体制の構築が必要です。

(住宅対策)

〔別紙 1〕 P.12 〔別紙 2〕 P.10

令和元年東日本台風では、応急仮設住宅の用地は概ね順調に確保でき、6 か所、208 戸を整備しましたが、一部の町民は町外のみなし仮設住宅への入居を選択しており、これが、被災者の町外流出につながる懸念されることから、災害が発生した場合は全整備戸数分を町内で確保し、早急に整備できるよう計画していくことが必要です。

町営住宅は、令和元年東日本台風を契機として整備する災害公営住宅と発災前に整備された既存町営住宅があり、このうち、台風による被害が甚大であった既存町

営住宅は、建替えるとともに、軽微なものは修繕を加えるなど、被害の程度に合わせた対応が必要です。また、既存、新規を問わず町営住宅は、長期間にわたり使用するため、日常的な修繕を行う際に現状を把握しながら、長寿命化計画に反映し、的確な時期に修繕等実施できるよう進めることが必要です。

(3) 保健・医療・福祉

(保健・医療)

〔別紙1〕P.5

災害時には医療救護活動と保健衛生活動を連動させる効果的なシステムが重要であり、県の保健所をはじめ県内外の自治体との間で地域の実情に合った連携体制を構築することが求められます。

児童生徒に対する心のケアは喫緊の課題であり、小中学校へのスクールカウンセラーの配置・派遣、スクールソーシャルワーカーの活用、教員等を対象とした研修会の実施等により児童生徒の心のケアに対応していますが、スクールカウンセラー等の専門的な人材の確保が課題となっています。

災害等の不測の事態に備え、現在医療資器材は3日分程度の備蓄を確保していますが、今後も継続して備蓄品の維持・管理の徹底が必要です。

医師の招へいは、県や大学との連携協力によって今後も進める必要があり、看護師不足対策では、看護職員の養成、定着・復職の支援、勤務環境の改善などの効果的な継続と財源措置を今後も求めていくことが必要です。

業務継続計画(BCP)や災害対応マニュアル等を策定するとともに、病院内での災害訓練などを通じて内容について検証し、見直すことが重要となります。

医療従事者の医療業務を支える事務職員の不足により、機動力・病院機能の回復力等の低下が生じています。

DMAT(災害派遣医療チーム)について、災害時に円滑に活動ができるよう、県や関係病院、防災関係機関との平時からの連携及び、活動の拠点となる会議室等の確保が必要です。

(福祉)

〔別紙1〕P.12

災害時には、特別養護老人ホーム等の施設入居者は避難行動が困難になることが想定されるため、避難場所となる施設の確保や避難経路の確認など事前の準備が重要となります。

視覚や聴覚等の身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者など情報伝達や具体の避難行動が困難な方に対しては、個々の障がいに応じた対応が必要です。

(衛生対策)

〔別紙1〕P.5〔別紙2〕P.4,13

消毒薬、防護服などの衛生用品及び消毒をするための噴霧器を整備していくことが必要です。

ねずみ族・害虫等を駆除するための防疫用薬剤、機材等を十分に確保する必要があり、また、疫病・感染症等の発生・まん延を防ぐため、保管庫を含めて整備が必要です。

大規模な自然災害等が発生すると、被災地には避難所が開設され、多くの避難者が長期間集団で不便な生活をするようになります。被災地に開設される避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力が低下するなどの悪条件により、感染症に罹患するリスクや感染症がまん延するリスクが自宅等での生活の時よりも高くなります。

大規模な自然災害等により上下水道が被災した際は、日常的に使用するトイレが利用できなくなるため、仮設トイレを設置する等の対策が必要です。

避難場所や避難所など人の密集する可能性が高い状況下でも、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症への対策を講じ、集団感染を予防することが大変重要であり、受援側、支援側の双方での対応が必要です。

(復旧・復興を担う人材の確保)

〔別紙 1〕 P.11

災害発生時においては、高齢者、障がい者等の要配慮者に対する支援を適切かつ円滑に行うことが必要です。

令和元年東日本台風の経験を踏まえ、災害時の医療救護活動、公衆衛生活動、被災者の心のケアなどのガイドラインやマニュアルの策定及び見直し、研修や訓練の実施、関係団体との協定締結など平時からの体制整備が必要です。

災害発生時に、速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう、関係団体と連携してボランティアコーディネーターの養成、ボランティアの受け入れ拠点の整備等が必要です。

(4) 環境

(衛生対策)(再掲)

〔別紙 1〕 P.5 〔別紙 2〕 P.3,13

消毒薬、防護服などの衛生用品及び消毒をするための噴霧器を整備していくことが必要です。

ねずみ族・害虫等を駆除するための防疫用薬剤、機材等を十分に確保する必要があり、また、疫病・感染症等の発生・まん延を防ぐため、保管庫を含めて整備が必要です。

大規模な自然災害等が発生すると、被災地には避難所が開設され、多くの避難者が長期間集団で不便な生活をするようになります。被災地に開設される避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力が低下するなどの悪条件により、感染症に罹患するリスクや感染症がまん延するリスクが自宅等での生活の時よりも高くなります。

大規模な自然災害等により上下水道が被災した際は、日常的に使用するトイレが利用できなくなるため、仮設トイレを設置する等の対策が必要です。

避難場所や避難所など人の密集する可能性が高い状況下でも、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症への対策を講じ、集団感染を予防することが大変重要であり、受援側、支援側の双方での対応が必要です。

(下水道等の整備)

〔別紙 1〕 P.8 〔別紙 2〕 P.9

下水道施設が災害時に運転停止した際には、汚水処理事業者の所有するバキューム車を手配し対応しています。

災害時に応急復旧ができるよう、民間事業者との災害支援協定の締結が必要です。

老朽化施設については、ストックマネジメント計画の中で、修繕・更新等により、長寿命化が必要です。

農業集落排水処理施設については、令和元年東日本台風により2か所が被災しましたが、災害復旧事業により復旧しています。

(有害物質対策)

〔別紙 1〕 P.10

運搬する上で規制を受ける毒物・劇物(23種類)に関し、毒物・劇物製造業者、毒物・劇物販売業者、法的に届出が必要な業務上取扱者、それ以外の業務上取扱者の容量1立方メートル以上の貯蔵設備(タンク等)を有する施設を把握し、災害時に毒物・劇物が散乱しないように平時から対策が必要です。

(災害廃棄物等への対応)

〔別紙 1〕 P.10 〔別紙 2〕 P.15

災害時の円滑かつ迅速な廃棄物の適正処理を行うためには、平時からごみの分別等の環境配慮行動の推進や、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行うための災害廃棄物処理計画の継続的見直し等が必要です。

建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うため、平時の備え及び発災直後からの必要事項がまとめられた災害廃棄物対策指針に基づき、計画的な処理を行える体制の構築が必要です。

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、平常時の廃棄物処理体制では処理が困難になることが想定されるため、災害廃棄物処理等の協力について、国、県等の関係機関との連携及び周辺だけにとどまらない地方公共団体間の相互支援体制の構築等により、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための体制の整備が必要です。

(5) 産業**(産業施設の防災対策)**

〔別紙 1〕 P.7 〔別紙 2〕 P.9

令和元年東日本台風災害は、過去の災害をはるかに超える規模であり、町内の事業所では浸水被害によって、その後の事業運営に深刻な影響が生じたことから、災害による被害を最小限とし、円滑に事業を継続していくことのできる体制の整備が必要です。

町の重要な産業施設の中には、石油等の危険物貯蔵所などがあり、災害時には破損、火災等により、危険物の流出や爆発等の事態が考えられるほか、施設の老朽化に伴う事故の増加が懸念されることから、関係機関との協議や対策が必要です。

(農業基盤の保全)

〔別紙 1〕 P.8,10 〔別紙 2〕 P.7

令和元年東日本台風の被害により、農産物の安定供給への影響や国土保全機能の低下、高齢化による集落機能の低下に伴う生産資源及び自然環境保全に向けた共同活動の困難化、イノシシやサルなどの野生生物による農作物被害、耕作放棄地に伴う生態系への影響など、様々な変化が顕在化してきています。

老朽化した農地防災施設や農業水利施設については、限られた予算の中で、修繕・更新等による長寿命化が必要です。

(治山・河川管理)

〔別紙 1〕 P.9 〔別紙 2〕 P.7,14

河川管理施設については、令和元年東日本台風により状況が一変し、特に、県が管理する河川の治水安全度が著しく低下しています。上流域も含めた上下流域一体となった総合的な治水対策が必要であり、沿岸域における災害復旧事業による浸水対策等を前提として、多発する局所的な集中豪雨に対する町内河川の効率的かつ効果的なハード対策・ソフト対策が必要です。

令和元年東日本台風で破堤しなかった阿武隈川についても、今後の地球温暖化に伴う気候変動等による浸水リスクが高まることが見込まれることから、最悪の被害想定に基づき、命を守ることを最優先として住民の避難を軸に、土地利用、避難施設の整備などハード対策・ソフト対策を総動員する「多重防御」の考え方で減災が必要です。

大規模地震や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等により、農業水利施設の災害発生リスクの高まりが懸念されます。また、既存施設の耐震性や能力の不足等により、被災の可能性がある農業用ため池や排水機場、排水路等は、災害を未然に防止するほか、万が一被災しても、早急な機能回復が必要です。

(農地・森林等の荒廃対策)

〔別紙 1〕 P.10 〔別紙 2〕 P.8

森林所有者の森林経営意欲の低下や林業就業者の減少と高齢化の進展に対応するため、町民や企業等による多様な森林の整備・保全活動を促進させ、新規林業就業者の確保と育成を図り、自ら管理・経営できない森林所有者から森林整備を担う森林経営管理制度の推進が必要です。

森林の持つ水源涵養、土砂流出防止等の公益的機能を高め、山地に起因する被害発生を防ぐため、森林及び治山施設の整備の推進が必要です。

(6) 交通・物流**(帰宅困難者対策)**

〔別紙 1〕 P.4 〔別紙 2〕 P.13

災害発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念されることから、企業等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則の下、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を備蓄するなどの帰宅困難者対策が必要です。

帰宅困難者が避難することが予想される指定避難所や公共施設については、避難の受入対策として食料や物資等の備蓄が必要です。

企業等は、帰宅困難者用の一時滞在施設の確保や開設基準等のルール化を図るとともに、帰宅困難者の移動支援対策について検討が必要です。

(交通基盤の維持等)

〔別紙 1〕 P.7,9

持続可能な公共交通を維持するには、まちの機能をコンパクト化するほか、公共交通ネットワークを再構築するなど、まちづくりと交通施策の連携が必要です。

高齢化等により自動車を利用できない世帯の増加が予想されることから、公共交通のあり方について検討が必要です。

(7) 町土保全

(河川防災施設等の整備)

〔別紙 1〕 P.3 〔別紙 2〕 P.12

河川や内水による浸水被害から町民の生命、財産を守るため、水害や地震によって被害を受けた河川管理施設の復旧活動ならびに水防活動の拠点等を目的とする河川防災施設の整備が必要です。

(農業基盤の保全)(再掲)

〔別紙 1〕 P.8,10 〔別紙 2〕 P.6

令和元年東日本台風の被害により、農産物の安定供給への影響や国土保全機能の低下、高齢化による集落機能の低下に伴う生産資源及び自然環境保全に向けた共同活動の困難化、イノシシやサルなどの野生生物による農作物被害、耕作放棄地に伴う生態系への影響など、様々な変化が顕在化してきています。

老朽化した農地防災施設や農業水利施設については、限られた予算の中で、修繕・更新等による長寿命化が必要です。

(治山・河川管理)(再掲)

〔別紙 1〕 P.9 〔別紙 2〕 P.6,14

河川管理施設については、令和元年東日本台風により状況が一変し、特に、県が管理する河川の治水安全度が著しく低下しています。上流域も含めた上下流域一体となった総合的な治水対策が必要であり、沿岸域における災害復旧事業による浸水対策等を前提として、多発する局所的な集中豪雨に対する町内河川の効率的かつ効果的なハード対策・ソフト対策が必要です。

令和元年東日本台風で破堤しなかった阿武隈川についても、今後の地球温暖化に伴う気候変動等による浸水リスクが高まることを見込まれることから、最悪の被害想定に基づき、命を守ることを最優先として住民の避難を軸に、土地利用、避難施設の整備などハード対策・ソフト対策を総動員する「多重防御」の考え方で減災が必要です。

大規模地震や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等により、農業水利施設の災害発生リスクの高まりが懸念されます。また、既存施設の耐震性や能力の不足等により、被災の可能性がある農業用ため池や排水機場、排水路等は、災害を未然に防止するほか、万が一被災しても、早急な機能回復が必要です。

(8) 土地利用**(防災拠点の機能確保)**

〔別紙 1〕 P. 2, 6

災害対応の主要拠点となる庁舎については、雨水ポンプ施設の増強等による内水対策や治水対策を実施し、被害を抑制することにより、防災拠点としての機能の確保が必要です。

大規模災害に備え、庁舎の防災機能を代替できる拠点及び消防や警察、自衛隊等の町外からの広域的な応援や様々な支援物資の受け入れなどの調整業務を担う後方支援拠点等の整備について検討が必要です。

(農地・森林等の荒廃対策) (再掲)

〔別紙 1〕 P. 10〔別紙 2〕 P. 6

森林所有者の森林経営意欲の低下や林業事業者の減少と高齢化の進展に対応するため、町民や企業等による多様な森林の整備・保全活動を促進させ、新規林業事業者の確保と育成を図り、自ら管理・経営できない森林所有者から森林整備を担う森林経営管理制度の推進が必要です。

森林の持つ水源涵養、土砂流出防止等の公益的機能を高め、山地に起因する被害発生を防ぐため、森林及び治山施設の整備の推進が必要です。

2 横断的施策分野**(1) 老朽化対策****(住宅・建築物の耐震化) (再掲)**

〔別紙 1〕 P. 1〔別紙 2〕 P. 2, 10

東日本大震災では、全壊 1 戸、半壊 38 戸などの被害が生じました。その後、再建が進み、耐震化率は上昇していますが、未だに旧耐震基準で建築された住宅、特に木造戸建て住宅は多数存在しています。町では、住宅の所有者に耐震診断の必要性を伝えていますが、耐震改修工事費用の調達が難しいなどの理由により改修計画が具現化されていません。(現行の町耐震化計画の木造戸建て住宅の耐震化率は 59%)

また、令和元年東日本台風では、全壊 101 戸、大規模半壊 205 戸などの被害が生じ、安心して暮らすことのできる住まいの再建が急務となっています。

住宅の耐震化については、丸森町耐震改修促進計画において、令和 7 年度までの耐震化率 95%以上を目標に掲げ、耐震改修等の補助を行っています。地震による住宅の倒壊災害を未然に防止し、町民の安全を確保するため、効果的な普及啓発を図るとともに、国、県の支援制度も活用しながら、更なる耐震化の促進が必要です。

(多数の者が利用する建築物の耐震化等)

〔別紙 1〕 P. 1〔別紙 2〕 P. 10

町有の防災上重要な建築物の耐震化率は 69%であり、民間において多数の者が利用する建築物の耐震化率は 75%となっています。

旧耐震基準で建築された多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物は、耐震診断により安全性を確認する重要性を全ての所有者が理解しているとまではいえません。

多数が利用する民間大規模建築物については、災害時に大規模な被害が想定されることから、耐震改修促進法では要緊急安全確認大規模建築物としています。今後も国、県の支援制度を活用しながら、更なる耐震化の促進が必要です。

（学校の室内安全対策）

〔別紙 1〕 P.1 〔別紙 2〕 P.11

町立小中学校の耐震化率は 100%を達成しており、学校の室内安全対策（日常点検、定期点検など）についても確実に実施されています。しかしながら、想定を超える自然災害による被害を軽減し、児童生徒の学習・生活の場である学校施設をより安全安心なものにするため、学校の老朽化対策や学校設備の計画的な更新が必要です。

（産業施設の防災対策）（再掲）

〔別紙 1〕 P.7 〔別紙 2〕 P.5

令和元年東日本台風災害は、過去の災害をはるかに超える規模であり、町内の事業所では浸水被害によって、その後の事業運営に深刻な影響が生じたことから、災害による被害を最小限とし、円滑に事業を継続していくことのできる体制の整備が必要です。

町の重要な産業施設の中には、石油等の危険物貯蔵所などがあり、災害時には破損、火災等により、危険物の流出や爆発等の事態が考えられるほか、施設の老朽化に伴う事故の増加が懸念されることから、関係機関との協議や対策が必要です。

（上下水道の耐震化等）

〔別紙 1〕 P.8 〔別紙 2〕 P.14

令和元年東日本台風では、3つの浄水場において取水施設等に被害を受けました。現在、取水施設の復旧は完了しましたが、今後の被災リスクに備えた対応が必要です。

応急復旧・給水車等による給水支援は、公益社団法人日本水道協会を通じ、県内外の水道事業者からの応援体制が整備されていますが、令和元年度において、法定耐用年数 40 年を経過している管路率は 0.3%あり、施設についても今後耐用年数の到来とともに大規模な更新時期を迎えるため、老朽化や耐震化に伴う更新を計画的に進める必要があります。

（下水道等の整備）（再掲）

〔別紙 1〕 P.8 〔別紙 2〕 P.5

下水道施設が災害時に運転停止した際には、汚水処理事業者の所有するバキューム車を手配し対応しています。

災害時に応急復旧ができるよう、民間事業者との災害支援協定の締結が必要です。

老朽化施設については、ストックマネジメント計画の中で、修繕・更新等により、長寿命化が必要です。

農業集落排水処理施設については、令和元年東日本台風により 2 か所が被災しましたが、災害復旧事業により復旧しています。

（橋梁の長寿命化）

〔別紙 1〕 P.9

橋梁長寿命化修繕計画に基づき対象となる全 206 橋梁については、いかに低コストで、安全・安心な施設として管理するのが、直近の課題となっていることから、損傷等を確認してから修繕する「対症療法型維持管理」から、損傷が大きくな

る前に修繕を行う「予防保全型維持管理」に転換し、事故の未然防止やコスト縮減、予算の平準化を実現が必要です。

（住宅対策）（再掲）

〔別紙 1〕 P.12 〔別紙 2〕 P.2

令和元年東日本台風では、応急仮設住宅の用地は概ね順調に確保でき、6か所、208戸を整備しましたが、一部の町民は町外のみなし仮設住宅への入居を選択しており、これが、被災者の町外流出につながることで懸念されることから、災害が発生した場合は全整備戸数分を町内で確保し、早急に整備できるよう計画していくことが必要です。

町営住宅は、令和元年東日本台風を契機として整備する災害公営住宅と発災前に整備された既存町営住宅があり、このうち、台風による被害が甚大であった既存町営住宅は、建替えるとともに、軽微なものは修繕を加えるなど、被害の程度に合わせた対応が必要です。また、既存、新規を問わず町営住宅は、長期間にわたり使用するため、日常的な修繕を行う際に現状を把握しながら、長寿命化計画に反映し、的確な時期に修繕等実施できるよう進めることが必要です。

（2）災害対策

（住宅・建築物の耐震化）（再掲）

〔別紙 1〕 P.1 〔別紙 2〕 P.2,8

東日本大震災では、全壊1戸、半壊38戸などの被害が生じました。その後、再建が進み、耐震化率は上昇していますが、未だに旧耐震基準で建築された住宅、特に木造戸建て住宅は多数存在しています。町では、住宅の所有者に耐震診断の必要性を伝えていますが、耐震改修工事費用の調達が難しいなどの理由により改修計画が具現化されていません。（現行の町耐震化計画の木造戸建て住宅の耐震化率は59%）

また、令和元年東日本台風では、全壊101戸、大規模半壊205戸などの被害が生じ、安心して暮らすことのできる住まいの再建が急務となっています。

住宅の耐震化については、丸森町耐震改修促進計画において、令和7年度までの耐震化率95%以上を目標に掲げ、耐震改修等の補助を行っています。地震による住宅の倒壊災害を未然に防止し、町民の安全を確保するため、効果的な普及啓発を図るとともに、国、県の支援制度も活用しながら、更なる耐震化の促進が必要です。

（多数の者が利用する建築物の耐震化等）（再掲）

〔別紙 1〕 P.1 〔別紙 2〕 P.8

町有の防災上重要な建築物の耐震化率は96%であり、民間において多数の者が利用する建築物の耐震化率は74%となっています。

旧耐震基準で建築された多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物は、耐震診断により安全性を確認する重要性を全ての所有者が理解しているとまではいえません。

多数が利用する民間大規模建築物については、災害時に大規模な被害が想定されることから、耐震改修促進法では要緊急安全確認大規模建築物としています。今後も国、県の支援制度を活用しながら、更なる耐震化の促進が必要です。

(学校の室内安全対策)(再掲)

〔別紙 1〕 P.1 〔別紙 2〕 P.9

町立小中学校の耐震化率は 100%を達成しており、学校の室内安全対策（日常点検、定期点検など）についても確実に実施されています。しかしながら、想定を超える自然災害による被害を軽減し、児童生徒の学習・生活の場である学校施設をより安全安心なものにするため、学校の老朽化対策や学校設備の計画的な更新が必要です。

(防災関係システムの整備・運用)

〔別紙 1〕 P.1

非常時・災害時における情報伝達的手段として、防災行政無線や各種防災システムを整備・運用しているところですが、今後は、既存のシステムに加え、新たな情報ネットワーク等の整備も視野に入れ、更なる情報伝達の高度化・多様化に対応した、防災・避難体制に万全を期すことが必要です。

(地域住民等に対する通信手段の整備)

〔別紙 1〕 P.2

町民等に対し、迅速かつ正確な情報伝達が行えるよう、既存のシステムに加え、多様な情報伝達手段の検討・整備が必要です。

(関係機関との連携)(再掲)

〔別紙 1〕 P.2 〔別紙 2〕 P.1

大規模地震が発生した場合には、その業務量の増加に伴う時間的制約等により、町のみで災害応急対策を実施することが困難となる場合があることから、迅速かつ的確な災害対策を実施するに当たって、被災していない地域の関係機関等の協力が必要です。

令和元年東日本台風や東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害の発生時においても、行政、防災関係機関が迅速、的確に対応できる体制の整備が必要です。

(減災対策の推進)

〔別紙 1〕 P.2

大規模災害時においては、行政による応急活動「公助」には限界があるため、町民一人ひとりが防災に対する意識を高め、「自らの命は自らが守る」との観点から、町民、事業者等様々な主体による「自助」「共助」の取組の強化が必要です。

(防災・減災教育の推進)

〔別紙 1〕 P.2

学校における防災体制の確立については、町立小中学校の安全担当主幹教諭及び防災主任等による防災教育に関する研修会を実施し、その成果を各学校の校内研修に生かしつつ、教職員の災害対応力と防災教育指導力の更なる向上が必要です。

令和元年東日本台風等の教訓を踏まえた「学校防災マニュアル」を改訂し、地域の災害特性を考慮した避難訓練を実施するとともに、評価・改善し、児童生徒の安全確保に取り組むことが必要です。

防災・減災教育を積極的に推進するため、防災教育副読本の活用や防災マップづくりを通し、児童生徒が地域を知ることにより避難路や避難場所の位置を認識するなど、体験的な防災教育の推進が必要です。

学校と地域が一体となった防災体制を構築するため、PTA や地区住民、防災担当部局等の関係機関と連携した取組の更なる充実が必要です。

学童保育施設については、民間賃貸施設を含め適切に管理するとともに、運営事業者の救急救命等の研修や防災対策を講じるほか、災害時の避難経路の確認及び児童の安全を守る体制の整備が必要です。

(災害の記録と伝承)

〔別紙 1〕 P.2

令和元年東日本台風による町民の被災体験や、国内外からの支援に対する感謝を伝えるための取組の内容・実施方法の検討が必要です。

(河川防災施設等の整備)(再掲)

〔別紙 1〕 P.3〔別紙 2〕 P.7

河川や内水による浸水被害から町民の生命、財産を守るため、水害や地震によって被害を受けた河川管理施設の復旧活動ならびに水防活動の拠点等を目的とする河川防災施設の整備が必要です。

(水害対策)

〔別紙 1〕 P.3

町では、令和元年東日本台風の影響により、町内各所において河川の越水等による浸水や土砂崩れ、路面流出や法面崩壊が発生するなど、甚大な被害が生じました。今後も地球温暖化に伴う異常気象や台風・大雨の頻度増加により、水害・土砂災害が頻発することが予想されることから、水害等への備えとして、必要に応じたハード対策・ソフト対策に加え、迅速かつ適正な避難行動が行えるよう自助・共助の取組の強化が必要です。

(土砂災害対策)

〔別紙 1〕 P.3

土砂災害危険個所の調査や定期的な防災パトロール体制を構築するなど、計画避難体制の整備を図るとともに、平常時から土砂災害警戒区域内の住民に対する防災意識の高揚に向けた周知・啓発、早期復旧のための資器材等の確保及び必要時に活用できるよう定期点検する体制の構築が必要です。

町内には、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)及び土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に指定されている土砂災害危険個所が全域に 445 箇所(令和 2 年 4 月 1 日現在)あります。今後も県による警戒区域の追加指定が進められ、それらの区域においては、警戒区域の周知と併せ、住民理解による避難体制の構築等、土砂災害に係る各種対策が必要です。

(雪害対策)

〔別紙 1〕 P.3

暴風雪や豪雪等に伴う死者の発生を防ぐには、早い段階での適切な対応が重要であるため、気象情報の収集を進めるとともに、平時から、それらの情報の利活用についての取組の推進や、暴風雪や豪雪が予測される際の不要不急の外出を抑制させることが必要です。

集中的な大雪に備え、タイムラインや除雪計画を策定し、通行に支障がある箇所を事前に把握した上で集中的な除雪を行うとともに、除雪体制の増強や地域と連携した対策等、ソフト・ハードの両面から体制の整備が必要です。

(災害時の物資調達)

〔別紙 1〕 P.4,6

物資の調達については、民間企業や関連団体との災害に関する協定の締結を進め、必要な物資を円滑に調達できる体制の整備が必要です。

(災害時の物流対策)

〔別紙 1〕 P.4,7

令和元年東日本台風では、事前に定めてあった物資等の調達が円滑に行えなかったことや全国から集まった救援物資の取り扱いに混乱が生じました。このことから、業務分担を整理するとともに定期的な訓練等を実施し、災害発生に迅速に行動できる体制の整備が必要です。

大規模災害時における物資等の緊急輸送は、災害応急対策の中心となるものであり、輸送路と輸送手段が確保され、初めて効率的な緊急輸送が可能となることから、物流対策として、緊急輸送路・輸送体制の整備が必要です。

流通機能の一時停止や低下等に備え、緊急時における円滑な物資等の供給が行えるよう、関係機関と連携した物流対策が必要です。

(災害対応の体制整備)(再掲)

〔別紙 1〕 P.4〔別紙 2〕 P.1

令和元年東日本台風による災害は、過去の災害をはるかに超える規模であったことに加え、従前に計画していたマニュアルや訓練等により構築していた人員体制や手法では、次々に寄せられる地域住民等からの救助・救援要請等に十分対応できない事態となりました。加えて、各種災害対応業務の増大とともにマニュアル等に規定のない業務が発生するなど、災害対応は困難を極めました。

大規模災害から町民の命を守るためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対して可能な限り備える必要があるとともに、災害対策本部の体制強化や様々な事態に柔軟に対応できる体制の維持確保が必要です。

(帰宅困難者対策)(再掲)

〔別紙 1〕 P.4〔別紙 2〕 P.6

災害発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念されることから、企業等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則の下、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を備蓄するなどの帰宅困難者対策が必要です。

帰宅困難者が避難することが予想される指定避難所や公共施設については、避難の受入対策として食料や物資等の備蓄が必要です。

企業等は、帰宅困難者用の一時滞在施設の確保や開設基準等のルール化を図るとともに、帰宅困難者の移動支援対策について検討が必要です。

(衛生対策)(再掲)

〔別紙 1〕 P.5〔別紙 2〕 P.3,4

消毒薬、防護服などの衛生用品及び消毒をするための噴霧器を整備していくことが必要です。

ねずみ族・害虫等を駆除するための防疫用薬剤、機材等を十分に確保する必要があり、また、疫病・感染症等の発生・まん延を防ぐため、保管庫を含めて整備が必要です。

大規模な自然災害等が発生すると、被災地には避難所が開設され、多くの避難者が長期間集団で不便な生活をするようになります。被災地に開設される避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力が低下するなどの悪条件により、感染症に罹患するリスクや感染症がまん延するリスクが自宅等での生活の時よりも高くなります。

大規模な自然災害等により上下水道が被災した際は、日常的に使用するトイレが利用できなくなるため、仮設トイレを設置する等の対策が必要です。

避難場所や避難所など人の密集する可能性が高い状況下でも、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症への対策を講じ、集団感染を予防することが大変重要であり、受援側、支援側の双方での対応が必要です。

（避難所施設の環境整備）

〔別紙 1〕 P.6

避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資器材の準備や更新、老朽化対策を含めた改修等が必要です。

一般の避難所では、生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所を確保するとともに、その運営体制の整備が必要です。

感染症の流行やストレス性の疾患の発生を予防するとともに、災害のトラウマや将来への経済不安等を原因として被災者が健康を害することがないように、行政をはじめとする関係者が連携してケアを行う体制の整備が必要です。

被災者の生活環境は、時間の経過とともに変化していくことから、これにより生じる課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心して生活できるよう、日常生活における見守りや相談支援、住民同士の交流の機会等の提供が必要です。

（地区防災計画の普及・啓発）

〔別紙 1〕 P.6

地区防災計画制度の普及・啓発を図り、住民の自発的な行動計画の策定を促すとともに、学校や職場、自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等の推進が必要です。

（上下水道の耐震化等）（再掲）

〔別紙 1〕 P.8 〔別紙 2〕 P.9

令和元年東日本台風では、3つの浄水場において取水施設等に被害を受けました。現在、取水施設の復旧は完了しましたが、今後の被災リスクに備えた対応が必要です。

応急復旧・給水車等による給水支援は、公益社団法人日本水道協会を通じ、県内外の水道事業者からの応援体制が整備されていますが、令和元年度において、法定耐用年数40年を経過している管路率は0.3%あり、施設についても今後耐用年数の到来とともに大規模な更新時期を迎えるため、老朽化や耐震化に伴う更新を計画的に進める必要があります。

（生活用水の確保）

〔別紙 1〕 P.9

大規模災害等の発生により上水道が寸断された場合においても、住民の生活に最低限必要な生活用水の確保が必要です。

（治山・河川管理）（再掲）

〔別紙 1〕 P.9 〔別紙 2〕 P.6,7

河川管理施設については、令和元年東日本台風により状況が一変し、特に、県が管理する河川の治水安全度が著しく低下しています。上流域も含めた上下流域一体となった総合的な治水対策が必要であり、沿岸域における災害復旧事業による浸水対策等を前提として、多発する局所的な集中豪雨に対する町内河川の効率的かつ効果的なハード対策・ソフト対策が必要です。

令和元年東日本台風で破堤しなかった阿武隈川についても、今後の地球温暖化に伴う気候変動等による浸水リスクが高まることが見込まれることから、最悪の被害想定に基づき、命を守ることを最優先として住民の避難を軸に、土地利用、避難施設の整備などハード対策・ソフト対策を総動員する「多重防御」の考え方で減災が必要です。

大規模地震や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等により、農業水利施設の災害発生リスクの高まりが懸念されます。また、既存施設の耐震性や能力の不足等により、被災の可能性がある農業用ため池や排水機場、排水路等は、災害を未然に防止するほか、万が一被災しても、早急な機能回復が必要です。

（災害廃棄物等への対応）（再掲）

【別紙 1】 P. 10 【別紙 2】 P. 5

災害時の円滑かつ迅速な廃棄物の適正処理を行うためには、平時からごみの分別等の環境配慮行動の推進や、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行うための災害廃棄物処理計画の継続的見直し等が必要です。

建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うため、平時の備え及び発災直後からの必要事項がまとめられた災害廃棄物対策指針に基づき、計画的な処理を行える体制の構築が必要です。

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、平常時の廃棄物処理体制では処理が困難になることが想定されるため、災害廃棄物処理等の協力について、国、県等の関係機関との連携及び周辺だけにとどまらない地方公共団体間の相互支援体制の構築等により、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための体制の整備が必要です。

（自助・共助の取組の推進）

【別紙 1】 P. 11

災害発生時の避難所運営では、男女共同参画の視点に配慮が必要です。

丸森町協働によるまちづくり基本方針に基づき、地域コミュニティの活性化を図るため、住民自治組織を支援するとともに、リーダーとなる人材の育成や研修の場の提供が必要です。

これまでの家族内の支え合いによる自助システム機能の弱体化を補うためには、地域による支え合いがますます重要となります。一人暮らしの高齢者は平成 27 年 10 月 1 日現在（国勢調査）で 536 人おり、加齢とともに日常生活を営み健康を維持する上で、何らかの支援を要する割合が高まると考えられることから、地域包括支援センターを中心として、地域で見守る体制づくりの推進が必要です。

災害発生時においては、地域住民が安心して生活ができるよう、高齢者、障がい者等の要配慮者に対する支援が適切かつ円滑に行われるとともに、個々の被災者ニーズに応じたきめ細かな支援を行う必要があることから、住民自治組織との連携強化が必要です。

家庭内暴力（DV）の増加、高齢者に対する虐待、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加等により、家族や地域における相互扶助機能の低下や地域の連帯感の希薄化が進み、公的な福祉サービスだけでは対応できない場合が増加していることか

ら、地域住民が自らの問題であるという認識を持ち、住民同士で助け合っ解決に向かうような仕組みづくりが重要となります。

(被災者支援策)

〔別紙 1〕 P.12

災害発生時においては、高齢者、障がい者等の要配慮者に対する支援を適切かつ円滑に行うことが必要です。

令和元年東日本台風の経験を踏まえ、災害時の医療救護活動、公衆衛生活動、被災者の心のケアなどのガイドラインやマニュアルの策定及び見直し、研修や訓練の実施、関係団体との協定締結など平時からの体制整備が必要です。

災害発生時に、速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう、関係団体と協働してボランティアコーディネーターの養成、ボランティアの受け入れ拠点の整備等が必要です。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の推進方針

1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限に図られる。

1 - 1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生

（住宅・建築物の耐震化）

青字は再掲頁〔本編〕P.10,16,17

昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準で建築された住宅について、耐震診断・耐震改修の促進と、その必要性について普及啓発を図り、住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用した助成事業の実施に努めます。

（多数の者が利用する建築物の耐震化等）

〔本編〕P.16,17

民間建築物の耐震性の把握に努め、耐震診断・耐震改修の必要性等の指導・助言を行います。

（学校の室内安全対策）

〔本編〕P.16,17

学校の老朽化対策として、丸森町公共施設個別施設計画（長寿命化・再配置計画）を策定し、計画的に学校施設の修繕、改修を行います。

学校設備の年次更新計画を策定し、計画的に学校設備の更新を進めます。また、各設備の定期的な検査や学校施設の日常点検、定期点検等を確実に実施し、児童生徒の安全確保に取り組みます。

1 - 2 広域にわたる大規模な水害等による多数の死者・行方不明者の発生

（防災関係システムの整備・運用）

〔本編〕P.18

大規模災害にも耐えうる機能・設備を搭載した防災システム等を整備し、情報伝達の高度化・多様化にも柔軟に対応できる仕組みを検討し、防災行政無線や各種防災システムの拡充・更新により、安定した情報伝達体制を確立します。

（地域住民等に対する通信手段の整備）

〔本編〕P.18

災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のほか、町の安心・安全メールをはじめアラート、スマートフォン、SNS、データ放送等あらゆる手段の活用等について検討し、災害時における情報の発信・共有の仕組みを構築するとともに、多様な通信連絡手段の整備・拡充に努めます。

（関係機関との連携）

〔本編〕P.9,18

他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備・充実、その実効性の確保を図ります。

相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時応援協定の締結を進めます。

平時から、国・県・防災関係機関との連携強化を図り、迅速な災害対応が行える体制・仕組みを構築します。

(防災拠点の機能確保)

〔本編〕P.15〔別紙3〕P.6

災害対応の主要拠点となる庁舎については、雨水ポンプ施設の増強等による内水対策や治水対策を実施し、被害を抑制することにより、防災拠点としての機能を確保します。

大規模災害に備え、庁舎の防災機能を代替できる拠点及び消防や警察、自衛隊等の町外からの広域的な応援や様々な支援物資の受け入れなどの調整業務を担う後方支援拠点等の整備を検討します。

(減災対策の推進)

〔本編〕P.18

行政区等における自主防災組織・地域の防災リーダーの育成支援を推進し、自助・共助の強化や地域防災力の向上に努めます。

迅速かつ適切な避難行動が行えるよう、避難路や避難誘導標識の整備・周知を図り、指定避難所等の見直しや備蓄品等の配備計画を策定し、周知を図るとともにハード対策・ソフト対策を組み合わせた減災対策を推進します。

(防災・減災教育の推進)

〔本編〕P.18

児童生徒一人ひとりが自ら危険を予測し、回避できる力を身に付け、災害から自らの身を守る（自助）とともに他者（共助）や社会（公助）の安全に貢献できる心を育み、「人間としてのあり方・生き方」について考えさせる防災教育を推進します。

各学校で策定している「学校防災マニュアル」については、より実効性のあるマニュアルとするため、今後早期に改定を進めます。

児童生徒には普段から防災への意識付けを行うほか、避難訓練の実施方法を工夫するなどして、児童生徒の災害対応力や防災知識の向上を図ります。

災害発生時における避難方法や避難所運営等について、想定される課題の解消に向け、学校関係者、教育委員会、地域住民、防災関係機関などが参加する会議を行い、学校防災のあり方について引き続き協議を行い、具体的な事業に繋いでいきます。

各学校の防災教育への取組を共有化し、学校防災マニュアルや掲示物の作成と発行を行い、引き続き普及啓発活動に取り組みます。

学童保育施設については、民間賃貸施設を含め適切に管理するとともに、運営事業者の救急救命等の研修や防災対策を講じるほか災害時の避難経路の確認及び児童の安全を守る体制を整えます。

(災害の記録と伝承)

〔本編〕P.19

令和元年東日本台風の経験と教訓を風化させることなく、後世に継承していくことができる取組の内容・実施方法を検討します。

(河川防災施設等の整備)

〔本編〕P.14,19

河川や内水による浸水被害から町民の生命、財産を守るため、国及び県と連携し、早急に河川堤防や内水対策に係る排水施設等を整備します。

1 - 3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水被害による 死傷者の発生

(水害対策)

〔本編〕P.19

災害時における情報伝達体制の充実・強化を図るとともに、ハザードマップの改訂を行い、避難体制等を確立させ、地域防災力の向上に努めます。また、「自らの命は自らが守る」という観点から、町民・事業者等の様々な主体による「自助」「共助」の取組を強化します。

1 - 4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、 後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

(土砂災害対策)

〔本編〕P.19

土砂災害危険個所の調査や定期的な防災パトロール体制を構築するなど、計画避難体制の整備を図るとともに、平常時から土砂災害警戒区域内の住民に対して、防災意識の高揚に向けた周知・啓発を行うことや、早期復旧のための資器材等の確保や危険度を勘案した住宅の移転、災害防止対策事業の施工など、状況に即した対応を実施します。

土砂災害発生時の情報伝達体制の充実・強化を図るとともに、具体的かつ実践的なハザードマップの整備や避難体制等を確立させ、地域防災力の向上に努めます。また、「自らの命は自らが守る」という観点から、町民・事業者等様々な主体による「自助」「共助」の取組を強化します。

1 - 5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

(雪害対策)

〔本編〕P.19

暴風雪や豪雪等に伴う死者の発生を防ぐため、気象情報の収集を進めるとともに、平時から、それらの情報の利活用についての取組の推進や、暴風雪や豪雪が予測される際の不要不急の外出を抑制させる取組を推進します。

集中的な大雪に備え、タイムラインや除雪計画を策定し、通行に支障がある箇所を事前に把握した上で集中的な除雪を行うとともに、除雪体制増強や地域と連携した対策等、ソフト・ハードの両面から取組を推進します。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2 - 1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(災害時の物資調達)

〔本編〕P.19〔別紙3〕P.6

物資の調達については、民間企業や関連団体との災害に関する協定の締結を進め、必要な物資を円滑に調達できる体制を整備します。

(災害時の物流対策)

〔本編〕P.19〔別紙3〕P.7

応急生活物資等の供給・輸送に関し、小売業者や流通事業者等の関係団体と「災害時における支援協定」を締結し、物資等の要請、調達及び輸送体制等、供給の仕

組みを確立させます。

災害発生時に物資輸送拠点から指定避難所等に支援物資が供給できるよう、緊急輸送ネットワークの形成を図ります。

2 - 2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(災害対応の体制整備)

[本編] P.9,20

丸森町令和元年台風第19号災害検証委員会からの提言を踏まえ、地域防災計画をはじめ、災害対策本部や避難所の運営に係るマニュアルについて継続的に見直しを行うとともに、災害別の訓練を実施するなど、実態に即した取組を通じ災害対策本部の災害対応能力の向上を図ります。

被災していない自治体等との広域応援体制の整備充実を図り、平時から防災関係機関・協定締結先との相互連携・支援体制の確立に努めます。

消防においては、消防署及び消防団との連携を強化し、火災による被害の防止・軽減を図るとともに、消防力の強化・向上のため、必要な消防資器材の配備や消防水利の確保により、消防機関が行う消防応急活動を支援します。

災害時の初動対応として、消防団の消火活動、救出救助及び応急復旧活動が非常に重要であることから、消防団の活動拠点となる消防施設の整備等を検討するとともに、消防団が安全に活動できるよう消防資器材の配備を進めます。

2 - 3 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

(帰宅困難者対策)

[本編] P.14,20

交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策を講じます。

帰宅困難者用の備蓄品の配備や一時滞在施設の確保を図るとともに、関係機関と連携した避難受入・帰宅支援を実施します。

2 - 4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による

医療機能の低下

(保健・医療)

[本編] P.10

災害等に伴う児童生徒の心のケアに、迅速かつ適切に対応できる体制を構築します。

県や大学、職能団体とも連携を図りながら、スクールカウンセラー等専門職の確保や人材の育成を図ります。

医療資器材の備蓄を継続、推進します。

医療部門の業務継続計画（BCP）、災害対策マニュアルの作成を推進します。

広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用を推進します。

消防機関との連携により、効率的な運用を含め、救急輸送体制の強化を推進します。

事務職を含め、持続可能な適正人員の確保を進めます。

2 - 5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(衛生対策)

〔本編〕P.11,12,20

消毒薬、噴霧器、衛生用品等を計画的に整備します。

ねずみ族・害虫等を駆除するための防疫用薬剤、機材等を計画的に整備します。

災害時に感染症予防のための調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努めるほか、避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行います。また、感染症対策薬剤等の調達が困難な時は、県へ要請するほか、感染症発生時には、保健所等と協力の上、疫学調査を実施し、感染拡大の防止を図ります。

災害時における仮設トイレの設置及び管理等については、平時から資器材の備蓄及び周辺自治体等関係団体との連携強化を図ります。

避難場所や避難所など人の密集する可能性が高い状況下でも、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症への対策を講じ、集団感染を予防するため、避難所運営など各種マニュアルの見直しを行うとともに消毒液やマスクなど衛生関連の資器材の確保を計画的に進めます。

2 - 6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化、

死者の発生

(避難所施設の環境整備)

〔本編〕P.20

避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資器材の準備や更新、丸森町公共施設個別施設計画（長寿命化・再配置計画）に基づき改修等を進めます。

一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れるための福祉避難所の指定促進を図ります。

感染症の流行、エコノミークラス症候群やストレス性疾患の発生を防ぐとともに、慢性期の段階に進んだ後も、災害のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊等によるメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、行政、医療関係者、NPO、地域住民等の連携により、中長期的に健康管理を行う体制整備を進めます。

避難所から仮設住宅、復興住宅へのように、被災者を取り巻く生活環境の変化により生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供します。

(地区防災計画の普及・啓発)

〔本編〕P.21

地区防災計画制度の普及・啓発を図り、住民の自発的な行動計画の策定を促すとともに、学校や職場、自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進します。

(災害時の物資調達)(再掲)

〔本編〕P.19〔別紙3〕P.3

物資の調達については、民間企業や関連団体との災害に関する協定の締結を進め、必要な物資を円滑に調達できる体制を整備します。

(防災拠点の機能確保)(再掲)

〔本編〕P.15〔別紙3〕P.2

災害対応の主要拠点となる庁舎については、雨水ポンプ施設の増強等による内水対策や治水対策を実施し、被害を抑制することにより、防災拠点としての機能を確保します。

大規模災害に備え、庁舎の防災機能を代替できる拠点及び消防や警察、自衛隊等の町外からの広域的な応援や様々な支援物資の受け入れなどの調整業務を担う後方支援拠点等の整備を検討します。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する。**3 - 1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下****(行政機能の業務継続性確保)**

〔本編〕P.9

地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、町業務全体の業務継続計画(BCP)の整備を進め、業務継続性の確保を図ります。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する。**4 - 1 情報伝達の不備や停止等による被害の拡大****(情報通信体制の整備)**

〔本編〕P.9

解消が必要な不感地域が把握された場合には、携帯電話事業者に不感解消を働きかけるとともに、ICT部門の業務継続計画(BCP)に基づき、情報通信体制の整備を進めます。

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない。**5 - 1 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等****(産業施設の防災対策)**

〔本編〕P.13,16

産業施設が被災した場合の損壊、火災、爆発等の被害を最小限にするため、自主保安体制の充実・強化について指導を行うとともに、風水害や地震の対策と防災教育の推進を図ります。

各施設の被害を最小限にするための耐震性の強化、液状化対策、拠点の分散、代替施設の確保及び系統の多重化等を進めるなど、大規模自然災害による被害軽減のための諸施策を実施します。

複合災害時に備え、現地への関係職員の派遣及び資器材の搬送等の手段を複数準備するとともに、平時から防災関係機関相互の連携(要員、装備、資器材等に関する広域応援)について協議します。

様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、その結果を踏まえて、対応マニュアル等の見直しに努めます。また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めます。

5 - 2 基幹的交通ネットワークの機能停止

(交通基盤の維持等)

[本編] P.14 [別紙 3] P.8

多様な移動経路や移動手段を確保するなど、地域の実情に応じた持続可能な公共交通を構築します。

5 - 3 食料等の安定供給の停滞

(災害時の物流対策) (再掲)

[本編] P.19 [別紙 3] P.3

応急生活物資等の供給・輸送に関し、小売業者や流通事業者等の関係団体と「災害時における支援協定」を締結し、物資等の要請、調達及び輸送体制等、供給の仕組みを確立させます。

災害発生時に物資輸送拠点から指定避難所等に支援物資が供給できるよう、緊急輸送ネットワークの形成を図ります。

(農業基盤の保全)

[本編] P.13, 14 [別紙 3] P.9

農業水利施設の、施設管理者と連携しながら、定期的な機能診断及び継続的な施設監視に基づく適時・適切な機能保全対策を通じて、リスク管理及びライフサイクルコストの低減を行いつつ長寿命化を図ります。

生産基盤施設等の耐震対策、施設管理者の業務継続体制の確立及び農村の防災対策等を推進します。

交流人口の増加に向けた取組の実施及び農業集落排水施設や農道網の整備など、定住環境の向上を図ります。

農業に関係する団体及び個人の被災施設の再建整備に対する支援を行います。

農地防災施設の適時・適切な修繕又は更新により、長寿命化を図ります。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

6 - 1 電力供給ネットワーク (発電所、送配電設備) や石油・LP ガス

サプライチェーンの機能の停止

(再生可能エネルギーの導入促進)

[本編] P.10

災害時に避難拠点となる主要な公共施設等に再生可能エネルギー設備を推進するほか、一般家庭における再生可能エネルギーの導入を促進します。

災害対応活動や住民生活へ及ぼす影響を軽減するため、県及び関連業界団体と連携したエネルギー供給体制の構築に努めます。

6 - 2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(上下水道の耐震化等)

〔本編〕P.16,21

主要施設については大雨等による被害の対策を推進し、被災管路についても強靱な水道施設を構築するため、耐震化を図ります。被災施設以外の施設については、安定した供給と経営を継続して行くため、施設の長寿命化を図ります。更新時期を迎えた施設については、将来の需要に対応した施設のダウンサイジング（縮小化）を検討した上で、アセットマネジメント（資産管理）の手法を活用して、計画的な更新を行います。

国庫補助事業等を効果的に活用した水道施設の計画的な老朽化対策、及び施設の耐震化対策を図ります。

公共下水道施設、農業集落排水処理施設について、機能診断及び最適整備構想の策定、適時・適切な修繕又は更新などの長寿命化を図ります。

(下水道等の整備)

〔本編〕P.12,17

災害時において、公衆衛生環境の悪化等を防止するため、公共下水道施設、農業集落排水処理施設の耐震化を推進するとともに、個人設置型合併浄化槽の整備を支援します。

令和元年東日本台風で甚大な被害を受けた農業集落排水処理施設については、再度の被災による機能停止を防止する観点から、浄化施設の水密化等を図り、処理機能が容易に失われず、被災しても代替の対応や早期の機能回復が可能となるよう所用の対策を講じます。

(生活水の確保)

〔本編〕P.21

上水道が寸断された場合に備えるため、各地区で取り組んでいる井戸水の利用について、水質検査等への協力を行い、生活水の確保を進めるとともに、設置型の給水タンクや給水車の導入を検討し、給水体制の強化を図ります。

6 - 3 地域交通ネットワークが分断する事態

(交通基盤の維持等)(再掲)

〔本編〕P.14〔別紙3〕P.7

多様な移動経路や移動手段を確保するなど、地域の実情に応じた持続可能な公共交通を構築します。

7 制御不能な二次災害を発生させない。

7 - 1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(治山・河川管理)

〔本編〕P.13,14,21

これまでの洪水履歴を分析し、洪水から守るべき資産を把握し、上下流の整備状況や流域における治水安全度のバランスを考慮しながら、整備区間を設定し、河川改修区間の逐次見直しを実施します。

県が作成する河川の浸水想定に基づき、町のハザードマップを改訂し、災害時の避難行動に結びつく取組を行います。

(橋梁の長寿命化)

〔本編〕P.17

道路定期点検の結果及び橋梁長寿命化計画に基づき修繕を行い、必要により補強対策を推進し、耐震性の強化の向上を図ります。

7 - 2 有害物質の大規模拡散・流出**(有害物質対策)**

〔本編〕P.12

災害時に毒物・劇物が散乱しないよう、平時から該当施設責任者に対し、施設ごとの危害防止規定の作成を指導します。

毒物の安全性の確保のための方策に関し、毒物等を所掌する販売業者、製造業者及び取扱業者に対して、関係機関・団体と協力して指導します。

災害時は、散乱した毒物・劇物の状況把握や回収及び二次災害の防止対策を早急に行うよう、体制の整備を図ります。

7 - 3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大**(農地・森林等の荒廃対策)**

〔本編〕P.13,15

過疎化、高齢化等に対応した地域主体の協働活動支援などによる農地の多面的機能の維持・保全の推進を図ります。

山地に起因する災害から町民の生命・財産の保全を図り、くらしの安全性を確保するため、山腹崩壊危険地、はげ山移行地などの荒廃危険山地に、土留工、落石防止柵等の治山施設を設置するとともに、保安林等森林の持つ防災機能を維持強化させるため、森林の整備を効果的に行えるよう県と連携して取り組みます。

森林の荒廃による被害の拡大を防ぐため、野生生物の生息環境が人間活動で分断又は孤立しないよう、自然環境の保全に配慮した開発行為への適切な誘導及び新たな保全地域の指定によって、森林等の連続性を保つ回廊を構築し、多様な生態系を様々な形で連続させる生態系ネットワークの形成を図り、生態系を活用した防災・減災を図ります。

森林の持つ水源涵養、土砂流出防止等の公益的機能を高め、山地に起因する被害発生を防ぐため、国や県と連携しながら森林及び治山施設の整備を推進します。

(農業基盤の保全)(再掲)

〔本編〕P.13,14〔別紙3〕P.7

農業水利施設の、施設管理者と連携しながら、定期的な機能診断及び継続的な施設監視に基づく適時・適切な機能保全対策を通じて、リスク管理及びライフサイクルコストの低減を行いつつ長寿命化を図ります。

生産基盤施設等の耐震対策、施設管理者の業務継続体制の確立及び農村の防災対策等を推進します。

交流人口の増加に向けた取組の実施及び農業集落排水施設や農道網の整備など、定住環境の向上を図ります。

農業に関係する団体及び個人の被災施設の再建整備に対する支援を行います。

農地防災施設の適時・適切な修繕又は更新により、長寿命化を図ります。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

<p>8 - 1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>
<p>(災害廃棄物等への対応) 〔本編〕P.12,21</p> <p>大規模災害発生時に備え、平時から災害廃棄物の仮置き場の選定や分別方法をはじめとした適正な処理や再資源化・再使用のルートを確保するため、丸森町災害廃棄物処理計画に基づいて進めます。</p> <p>耐火建築物等で使用されているアスベスト建材からの粉じん飛散等を防ぐため「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(第3版)(令和5年4月環境省)」に基づく解体方法等を周知します。</p>
<p>8 - 2 復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>
<p>(復旧・復興を担う人材の確保) 〔本編〕P.11</p> <p>災害時に速やかに要配慮者の支援活動ができるように、地区民生委員等の研修機会をつくるとともに、災害ボランティアセンターを迅速に立ち上げられるように社会福祉協議会との連携により設置訓練を実施し有事に備えます。</p> <p>生活支援相談員については現在、5人体制で仮設住宅入居者等の安否確認、相談対応、コミュニティ形成支援にあたり、相応の成果を挙げており、次の災害時にも対応できるよう、町と社会福祉協議会において経験やノウハウを継承できる環境を整えます。</p>
<p>8 - 3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>
<p>(自助・共助の取組の推進) 〔本編〕P.21</p> <p>男女共同参画の視点から防災意識の啓発とリーダーの養成を行います。</p> <p>丸森町協働によるまちづくり基本方針に基づき、地域コミュニティの活性化を図るため、住民自治組織を支援し、リーダーとなる人材の育成や研修の場を提供していきます。</p> <p>令和元年東日本台風の被災者支援施策として整備した災害公営住宅及び町営住宅の団地内コミュニティ形成や周辺地域との融合を目的とした新しい地域コミュニティの構築に向けた交流の場づくり等の支援を行います。</p> <p>ボランティアや自主活動を推進するとともに、保健・医療・福祉の連携による地域での支え合いの仕組みづくりを行います。</p>
<p>8 - 4 被災者に対する十分な住宅対策や健康支援策が講じられず、生活再建が著しく遅れる事態</p>
<p>(住宅対策) 〔本編〕P.10,17</p> <p>大規模災害時において、応急仮設住宅の整備が可能な公用地等を把握した上で建設候補地を選定し、被災者が長期の避難所生活に陥らないよう、早期着工・入居が</p>

可能となるよう関係機関で協議・調整します。また、建設候補地の選定を行う上では、令和元年東日本台風時の被災者の避難過程において、コミュニティの連続した分断が懸念されていたことから、入居のあり方についても、被災前のコミュニティを維持できるよう考慮します。

公営住宅等整備事業等を活用した長寿命化計画の見直しや住宅の整備を進めるとともに、予防保全的な住宅の維持管理による公営住宅ストックの適切な運用及び住宅の長寿命化を行うことで入居者が安心して居住できる環境を整備します。

退去住宅については修繕を優先的に行い、ストックの早期確保をすることで、災害により住まいを失った方への住宅確保支援策として使用が可能となるよう管理します。

（福祉）

〔本編〕 P.11

令和元年東日本台風では、特別養護老人ホーム等の施設入居者の避難行動が困難となったことから、避難場所となる施設の確保や避難経路の確認など、発災時における円滑な避難の実現に向け、事前の準備を進めます。

視覚や聴覚等の身体障がい者、知的障がい者や精神障がい者など、情報伝達や避難行動が困難な方に対しては、個々の障がいに応じた情報伝達や避難所でのケアの在り方等について検討します。

（被災者支援策）

〔本編〕 P.22

高齢者や障害等のある人の視点に立った地域内の避難経路などの把握に努め、要配慮者が迅速かつ確実に避難できるような体制の構築を支援します。

災害時やその後の心身の健康に関し、必要な相談窓口を設置します。

災害時に速やかに支援活動を行うため、避難行動要支援者名簿の整備を進めるとともに、速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう社会福祉協議会等との協働によるボランティアコーディネーターの養成、ボランティア受け入れ拠点の整備等を行います。

8 - 5 生産力の回復の遅れや大量の失業・倒産等による町経済への甚大な影響

（迅速な復旧・復興のための準備）

〔本編〕 P.10

大規模自然災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組や手順等を平時から確認し、災害からの復旧復興施策や発災時に被災者支援の取組を円滑に行えるよう体制の整備を進めます。

国土強靱化地域計画に関連する各種計画等一覧（令和6年1月現在）

	計画等の名称	計画等の対象	起きてはならない最悪の事態（関連項目）
1	第五次丸森町総合計画	-	1-2、1-4、1-5、5-2、6-2、6-3、7-1、7-3
2	丸森町復旧・復興計画	-	1-1、1-2、1-4、2-2、2-4、3-1、5-2、5-3、7-1、7-3、8-3
3	丸森町地域防災計画	-	1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、2-1、2-2、2-4、2-5、2-6、4-1、5-1、5-3、6-1、6-2、7-1、7-2、7-3、8-1、8-2、8-3
4	令和元年台風第19号災害検証を踏まえた基本方針及び改善内容	-	1-2、1-3、1-4、2-1、2-2、2-4、2-5、2-6、4-1、7-1、8-1、8-3
5	丸森町公共施設等総合管理計画	公共施設	1-1
6	丸森町公共施設個別施設計画（長寿命化・再配置計画）	公共施設	1-1、2-6
7	丸森町まち・ひと・しごと創生総合戦略	-	1-2、6-1、8-3
8	丸森町過疎地域自立促進計画	-	1-2
9	丸森町国土利用計画	土地利用	1-4、5-3、7-1、7-3
10	第2次丸森町環境基本計画	自然環境 生活環境	1-4、5-3、6-1、6-2、7-3
11	第7期丸森町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	福祉	8-2、8-3
12	第2次丸森町障害者計画	福祉	8-3
13	丸森町避難行動要支援者避難支援計画	防災	8-2、8-3
14	第二次丸森町健康日本21地域計画	健康	8-3
15	まるもり ころも・いのち支援プラン	健康	8-2、8-3
16	丸森町森林整備計画	産業	1-4、7-3
17	丸森町鳥獣被害防止計画	自然環境 生活環境	5-3、7-3
18	丸森町農業振興ビジョン	産業	5-3、7-3
19	丸森町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	産業	5-3、7-3
20	社会資本総合整備計画	道路、橋梁	5-2、6-3
21	丸森町道路整備計画	道路	5-2、6-3

【別紙4】

	計画等の名称	計画等の対象	起きてはならない 最悪の事態（関連項目）
22	宮城県道路の整備に関するプログラム	道路、橋梁	5-2、6-3
23	丸森町耐震改修促進計画	建築物	1-1
24	災害公営住宅・町営住宅整備方針	-	8-4
25	丸森町町営住宅等長寿命化計画	住宅	1-1、8-4
26	丸森町 下水道ストックマネジメント計画	下水道	6-2
27	丸森町 上下水道事業災害時業務継続計画	上・下・農集排	6-2
28	丸森町水道未普及地域解消計画	上水道	6-2
29	丸森町生涯学習基本計画	教育行政	8-2、8-3
30	丸森病院新改革プラン	-	2-4
31	地域再生計画 (地域資源を活かした観光交流・活力ある 産業づくりによる東日本台風被害からの復興計画)	道路、橋梁	5-2、6-3、7-3
32	丸森町災害廃棄物処理計画	廃棄物	8-1

国土強靱化地域計画に関連する個別事業一覧（令和6年1月現在）

	事業名・事業概要	実施主体	事業期間	財源となる 補助金・交付金 等の名称	関連計画
1	<p>木造住宅耐震化改修事業</p> <p>大規模地震による住宅被害を減ずるため、木造住宅の耐震診断及び、耐震改修を推進するための助成を行う。</p> <p>危険なブロック塀等を除去した者に対し助成を行う。</p> <p>地震により被害を受け、瓦屋根の改修を行った者に対し補助金を交付する。</p>	町	2 ～ 13 年度	社会資本整備 総合交付金 （防災・安全交付金）	丸森町耐震改修 促進計画
2	<p>町営住宅建替・改修事業</p> <p>既存住宅の老朽化へ対策を実施し、利用者に安全安心で快適な住宅を提供する。</p> <p>改修可能住宅については、耐震改修・バリアフリー化等による住宅個別改修を実施する。</p> <p>改修不能箇所については、建て替えを実施する。</p> <p>令和元年東日本台風により被害のあった住宅の復旧・建替を行う。</p> <p>復旧：金山住宅 11 戸、コーポ金山 1 戸 建替：神明・竹谷・鳥屋各住宅解体・整備（100 戸程度）</p> <p>老朽化住宅の用途を廃止するため、現入居者に対する移転を促進し、解体を行う。</p> <p>解体：玉川住宅 9 棟 18 戸</p>	町・協議会	2 ～ 13 年度	社会資本整備 総合交付金	丸森町 町営住宅等 長寿命化計画
3	<p>災害公営住宅整備管理事業</p> <p>令和元年東日本台風災害により被災した町民の生活の早期再建並びに仮設住宅（みなし含む）の解消を図る。</p> <p>整備戸数最大 50 戸 建設地：神明住宅敷地付近</p>	町・協議会	2 ～ 5 年度	災害公営住宅 整備費等補助	丸森町 復旧・復興計画

	事業名・事業概要	実施主体	事業期間	財源となる 補助金・交付金 等の名称	関連計画
4	五福谷北山線 3 期改良舗装事業 測量設計一式 用地補償一式 道路改良・舗装 L=420.0m,W=5.5 (7.0) m C=245,579 千円	町	4 } 6 年度	都市防災総合推進事業（防災・安全交付金）	丸森町 復旧・復興計画
5	五福谷線改良舗装事業 測量設計一式 用地補償一式 道路改良・舗装 L=450.0m,W=5.5 (7.0) m C=130,000 千円	町	4 } 6 年度	都市防災総合推進事業（防災・安全交付金）	丸森町 復旧・復興計画
6	雉子尾山屋敷線 1 期改良舗装事業 測量設計一式 用地補償一式 道路改良・舗装 L=530.0m,W=5.5 (7.0) m C=608,000 千円	県・町	4 } 8 年度	地方創生道整備推進交付金	地域再生計画 （地域資源を活かした観光交流・活力ある産業づくりによる東日本台風災害からの復興計画）
7	奈良又竹ノ内線改良舗装事業 測量設計一式 用地補償一式 道路改良・舗装 L=1,245.0m,W=5.5 (7.0) m C=245,000 千円	県・町	4 } 8 年度	地方創生道整備推進交付金	地域再生計画 （地域資源を活かした観光交流・活力ある産業づくりによる東日本台風災害からの復興計画）

	事業名・事業概要	実施主体	事業期間	財源となる 補助金・交付金 等の名称	関連計画
8	小屋柵線改良舗装事業 測量設計一式 用地補償一式 道路改良・舗装 L=522.0m,W=4.0 (5.0) m C=117,000 千円	県・町	4 ～ 8 年度	地方創生道整備 推進交付金	地域再生計画 (地域資源を活かした観光交流・活力ある産業づくりによる東日本台風災害からの復興計画)
9	林道川平線改良舗装事業 測量設計一式 用地補償一式 道路改良・舗装 L=1,978.0m,W=4.0 (5.0) m C=440,000 千円	県・町	4 ～ 8 年度	地方創生道整備 推進交付金	地域再生計画 (地域資源を活かした観光交流・活力ある産業づくりによる東日本台風災害からの復興計画)
10	緊急避難通路等整備事業 国の災害復旧事業で発生する土砂を活用し、新川左岸堤防を避難通路等として整備する。 それに合わせ、堤防隣接地を取得し、緊急(災害対応)車輛の駐機場所及び災害時の車両避難場所を整備する。	町	4 ～ 7 年度	都市防災総合推進事業(防災・安全交付金) (補助率 1/2)	第五次丸森町総合計画
11	(仮称)水防センター整備事業 国が整備する丸森町河川防災ステーション内に、丸森地区河川防災ステーション整備・利活用検討会において検討した内容を踏まえ、(仮称)水防センターを整備する。	町	4 ～ 7 年度	都市防災総合推進事業(防災・安全交付金) (補助率 1/2)	第五次丸森町総合計画

	事業名・事業概要	実施主体	事業期間	財源となる 補助金・交付金 等の名称	関連計画
12	防災拠点機能強靱化事業 災害発生時に拠点となる役場庁舎のBCP対策として、給電設備（キュービクル・自家発電機・蓄電池）の水害対策（高架台への移設）を実施する。	町	4 ～ 5 年度	レジリエンス強化 型 ZEB 実証事 業 （補助率 2/3） 過疎債（充当率 100%）	丸森町地域防災 計画
13	山屋敷鬼ヶ柵線改良舗装事業 用地補償一式 道路改良・舗装 L=780.0m,W=4.0（5.0） m C=94,000 千円	県・ 町	5 ～ 7 年度	地方創生道整備 推進交付金	地域再生計画 （地域資源を活 かした観光交流・ 活力ある産業づく りによる東日本台 風災害からの復興 計画）
14	北伊手山口線外 1 路線改良舗装事業 道路改良・舗装 L=807.0m,W=4.0（5.0） m C=141,000 千円	県・ 町	5 ～ 7 年度	地方創生道整備 推進交付金	地域再生計画 （地域資源を活 かした観光交流・ 活力ある産業づく りによる東日本台 風災害からの復興 計画）
15	梅ノ木平線改良舗装事業 道路改良・舗装 L=594.0m,W=4.0（5.0） m C=34,000 千円	県・ 町	5 年度	地方創生道整備 推進交付金	地域再生計画 （地域資源を活 かした観光交流・ 活力ある産業づく りによる東日本台 風災害からの復興 計画）
16	中原線改良舗装事業 用地補償一式 道路改良・舗装 L=820.0m,W=4.0（5.0） m C=140,000 千円	県・ 町	5 ～ 6 年度	地方創生道整備 推進交付金	地域再生計画 （地域資源を活 かした観光交流・ 活力ある産業づく りによる東日本台 風災害からの復興 計画）

	事業名・事業概要	実施主体	事業期間	財源となる 補助金・交付金 等の名称	関連計画
17	深堀宮田線改良舗装事業 用地補償一式 道路改良・舗装 L=782.0m,W=4.0 (5.0) m C=122,000 千円	県・町	5 ～ 6 年度	地方創生道整備 推進交付金	地域再生計画 (地域資源を活かした観光交流・ 活力ある産業づくりによる東日本台 風災害からの復興計画)
18	五福谷北山線改良舗装事業 道路改良・舗装 L=1,120.0m,W=4.0 (5.0) m C=105,080 千円	県・町	5 ～ 7 年度	地方創生道整備 推進交付金	地域再生計画 (地域資源を活かした観光交流・ 活力ある産業づくりによる東日本台 風災害からの復興計画)
19	烏峠線改良舗装事業 道路改良・舗装 L=500.0m,W=4.0 (5.0) m C=65,000 千円	県・町	5 ～ 6 年度	地方創生道整備 推進交付金	地域再生計画 (地域資源を活かした観光交流・ 活力ある産業づくりによる東日本台 風災害からの復興計画)
20	川下線改良舗装事業 用地補償一式 道路改良・舗装 L=1,200.0m,W=4.0 (5.0) m C=212,000 千円	県・町	5 ～ 8 年度	地方創生道整備 推進交付金	地域再生計画 (地域資源を活かした観光交流・ 活力ある産業づくりによる東日本台 風災害からの復興計画)
21	後沢榎屋線改良舗装事業 道路改良・舗装 L=840.0m,W=4.0 (5.0) m C=344,000 千円	町	5 ～ 6 年度	社会資本整備 総合交付金	社会資本総合整 備計画

	事業名・事業概要	実施主体	事業期間	財源となる 補助金・交付金 等の名称	関連計画
22	関場松掛線改良舗装事業 道路改良・舗装 L=930.0m,W=5.5 (7.0) m C=929,000 千円	町	6 } 10 年度	社会資本整備 総合交付金	社会資本総合整備計画
23	急傾斜地等災害防止事業 急傾斜地等における災害発生を防止するため、対策工事等を行う。また、県が施工する事業への協力と併せて負担金を支払う。 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業 急傾斜地崩壊対策事業（県営事業）	県・町	2 } 13 年度	社会資本整備 総合交付金	第五次丸森町総合計画
24	丸森小学校体育館長寿命化改修事業 構造体の長寿命化やライフラインの更新などの改修工事を実施し、建物の耐久性を高めるとともに、現代の社会的要請に応じた施設の長寿命化を図る。	町	4 } 6 年度	学校施設環境 改善交付金	丸森町公共施設個別施設計画
25	館矢間小学校体育館長寿命化改修事業 構造体の長寿命化やライフラインの更新などの改修工事を実施し、建物の耐久性を高めるとともに、現代の社会的要請に応じた施設の長寿命化を図る。	町	6 } 8 年度	学校施設環境 改善交付金	丸森町公共施設個別施設計画